

第四十回 参議院内閣委員会會議録第五号

昭和三十七年二月十三日(火曜日)

午前十一時三十七分開会

委員の異動

二月八日委員山本利壽君辞任につき、その補欠として中野文門君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 石原幹市郎君
鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君

委員

上原 正吉君
一松 定吉君
吉江 勝保君
伊藤 頼道君
松本治一郎君

國務大臣

運輸大臣 斎藤 昇君
郵務大臣 藤政 泉介君

政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君
総理府総務長官 小平 久雄君
総理府恩給局長 八巻淳之輔君
防衛政務次官 笹本 一雄君
官官局長 加藤 陽三君
官官局長 秋 一夫君
議達官 大石 孝章君

事務局側

常任委員 伊藤 清君
会専門員 伊藤 清君

本日のお話に付した案件

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○総理府設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○国防の防衛に関する調査(太田大泉飛行場返還に関する件)

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(恩給に関する件)

○委員長(河野謙三君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。二月八日山本利壽君が辞任され、中野文門君が選任されました。

○委員長(河野謙三君) 次に、昨日、予備審査のため、本委員会に付託された運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。斎藤運輸大臣。

○國務大臣(斎藤昇君) ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきましては、御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、本省の付属機関として、港湾技術研究所を新設することにあります。

最近、技術的にきわめて高度化している港湾工事の能率的な遂行をはかるため、港湾技術に関する研究、調査、試験、設計の業務を一貫して総合的に執行する必要がありますので、運輸技術研究所の港湾関係部門を母体とし、これに港湾局調査設計室を統合して港湾技術研究所を設けることとしたのであります。

次に、改正の第二点は、本省の付属機関として、船舶海員学校を設けることとあります。

海員学校は、現在、全国に九校が設けられ、年間千数百名の海員の養成を行なっておりますが、船舶量の増加とともに、海員学校卒業生の需要が増大しつつありますので、船舶内に海員学校を設けることとしたのであります。

改正の第三点は、本省の付属機関として、海運企業整備計画審議会を設けることとあります。

これは、海運業の企業基盤の強化をはかる上、船々の海運会社の整備計画を審議するための諮問機関として設けるものであります。

改正の第四点は、自動車審議会の廃止に伴う規定の整理を行なうこととあります。

自動車審議会は、自動車に関する施策に関する重要事項を調査審議するため昭和三十五年七月に設けられたもので、その存続期限は本年三月三十一日までとされております。同審議会は、発足以来二十数回にわたる審議を重ね、近くその審議を終える運びとなりましたので、このたび同審議会の廃止に伴う所要の規定の整理をいたすこととしたのであります。

改正の第五点は、航空交通管制本部の所在地の変更であります。同本部は、都下久留米町に庁舎を新設中であります。近くその建設を終え、移転を開始することとなりましたので、所在地を改めることとしたのであります。

改正の第六点は、気象庁が修所の名称を気象大学校に改めることとあります。

気象庁修所は、気象庁の職員に対して、気象業務に従事するため必要な教育及び訓練を行なう機関であります。その教育内容は、短期大学と同程度のものでありますので、実態に即するよう名称を改めることとしたのであります。

このほか、事務の円滑な処理をはかるため、運輸省の常勤の職員の設定を、昭和三十七年度において、千三百三十八人増加、三万二千五百五十九人に改めることといたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重に審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(河野謙三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。白後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、二月八日、予備審査のため、本委員会に付託された恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。小平総理府総務長官。

○政府委員(小平久雄君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の改定であります。

現在、旧軍人及び昭和二十八年以前退職の文官並びにこれらの遺族の年金たる恩給は、原則として公務員のいわゆる一万五千円ベース給手の俸給を基準として算定されております。

が、その後における公務員給手の引き上げ、生活水準の上昇等を考慮し、公務員傷病者、公務死没者の遺族に重点を置きつつ、恩給の年額につきまして、

次のような改善の措置を講じようとするものであります。

まず、一般退職者及びその遺族の恩給の年額につきましては、公務員のい

ち少る二万円ベース給手の俸給を基準として算定した額、すなわち、二〇%前後増額した額に引き上げることとし、また、公務員病者及び公務死没者の遺族の恩給の年額につきましては、原則として公務員のいわゆる二万四千円ベースの俸給を基準として算定した額、すなわち、三六%前後増額した額に引き上げようとするものであります。

右の措置は、昭和三十一年一月から実施いたしますが、急激な財政負担を避けるため、三カ年にまたがる年次計画によってこれを処理することとし、その実施につきましては、公務員病者な

かなく重症者、遺家族、老齢者を先にするよう配慮いたしました。

次に、右の増額措置に伴いまして、昭和二十九年以後の退職者及びその遺族につきましても、これに準ずる措置を講じ、また、普通恩給についての多額所得者に対する恩給停止基準につきま

して、所要の改正を行なうとするものであります。

この法律案による措置の第二点は、刑に処せられたことまたは懲戒等の処分によつて、年金たる恩給に関する権利を失つた者に與するものであります。

これら刑に処せられ、または、懲戒処分等により年金たる恩給を受ける権利を失つた人々のうちには、その後

の一般の復権、恩赦等を考慮いたしますと、将来に向かつては、年金たる恩給を受けることができるようにするの

が適当と考えられる人々がありますので、この際、その通を聞くこととして、以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(河野謙三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、二月十日、予備審査のため、本委員会に付託された総理府設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。小平総理府総務長官。

○政府委員(小平久雄君) たいま議題となりました総理府設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

この法律案は、第一は、総理府の付随機関のうちその任務を終了した諸制度調査会を初め五つの調査会、審議会を廃止し、新たに港湾労働等対策審議会、交通基本問題調査会、補助金等合理化審議会及び輸出会議を設置するため所要の改正を行なうものであります。

第二は、総理府本部、宮内庁及び内閣官房の定員改正であります。第三は、国が指定都市に対してその青少年問題協議会の運営に要する経費を補助することのできることにするた

めのものであります。第四は、法制局の名称を内閣法制局と改めるとともに一部増設を行なうとするものであります。これら関係法律の改正を一括して

総理府設置法等の一部を改正する法律案といたしたものであります。

次に、本案の内容であります。第一、総理府設置法の一部改正であります。

総理府の付随機関である審議会制度調査会、固定資産評価制度調査会、農林漁業基本問題調査会、公費競技調査会及び町名地番制度審議会は、それぞれ最終答申がなされ、その任務を終了いたしておりますので、廃止しようとするものであります。

税制調査会は、昨年十二月に最終答申をいたしました。その答申の中で、今後とも租税制度の諸問題について、しかるべき機関により引き続いて審議が行なわれることを希望する」と述べております。政府は、これを受けて、租税制度に関する基本的事項に恒常的に調査審議するため、名称は同じであります。新たな機関としてこれを設置しようとするものであります。

新たに設置される審議会等については、追つて御説明いたします。

また、港湾労働等対策審議会について申し上げます。港湾に關しましては、運輸省の港湾審議会が所掌としております。港湾施設の整備のほか、港湾労働の雇用の安定あるいは船積み緩行等取り急ぎ解決すべき問題がありま

す。この際総合的な立場から民間学識者の意見を伺い、従来とつてきた諸施策の強化改善をはかるため、二年の期限を付して新たにこの審議会を設けることとしたのであります。

第二は、交通基本問題調査会であり、現下の交通情勢は、路面交通混雑の激化、交通事故の激増等日に日に悪化の一途をたどり、しかも、これに

対処すべき交通行政が現在まわめて頼みだした状態にあつて、総合的な対策の推進が求められている実情にかんがみ、二年の期限を付して、総合的な陸上交通施策に關する基本的事項を調査審議するため、この調査会を設けることとしたのであります。

第三は、補助金等合理化審議会であり、今日、補助金、負担金、交付金等國の地方公共団体に対する財源の交付額は、六千億円の多額に達し、國及び地方の財政上、重要な地位を占めております。今後これらの補助金、負担金、交付金等の諸制度をいかに合理化していくべきかは重要な問題でありますので、國及び地方財政全般の見地から、これら諸制度の合理化問題を調査審議するため、二年の期限を付して、この審議会を設けることとしたのであります。

第四は、輸出会議であります。政府は、輸出振興の重要性にかんがみ、昭和二十九年閣議決定により輸出会議及び産業別輸出会議を置き、今日までかなりの成果を上げて参りました。このたび、これを法律上の機関とし、政府及び民間の意思を統一して輸出振興を期するため、名実ともに恒久的な機関とするものであります。

また、総理府の定員三千四百八十人を四千二百九十人に改めておりますが、この増員は、総理府の新庁舎の完工及び沖縄に対する技術援助等による事務増加のための新規増十五人と、宮内庁及び賃金労働者五百三十四人の定員化に伴うものであります。なお、新定員のうち百二十一人は、昭和三十一年度における昭和三十一年國勢調査に伴う事務量の減少を推定して、昭和三十

年三月三十一日までのものである旨を規定いたしました。

第二は、青少年問題協議会設置法の一部改正であります。

政府は、地方における青少年問題協議会の活動の促進をはかるため、都道府県に対して昭和二十八年年度以来補助金を交付して参つたのであります。が、い

ち少る五十六府は、その人口規模及びその処理する事務の内容からいたしましても都道府県と対比するべき実体を備えている上に、最近の傾向である青少年の都市集中化は特にこの五大市において著しく、かつまた、数多くの青少年問題を包蔵している地域でありますので、これら五大市の青少年問題協議会の活動を一段と強化し、総合的な青少年対策をさらに推進するため、その運営費の一部について補助を行なうとするものであります。

第三は、同問題の実態調査を実施するため、同和策審議会の存続期限を二年間延長しようとするものであります。

第四は、同問題の実態調査を実施するため、同和策審議会の存続期限を二年間延長しようとするものであります。

第四は、同問題の実態調査を実施するため、同和策審議会の存続期限を二年間延長しようとするものであります。

第四は、同問題の実態調査を実施するため、同和策審議会の存続期限を二年間延長しようとするものであります。

第四は、同問題の実態調査を実施するため、同和策審議会の存続期限を二年間延長しようとするものであります。

第四は、同問題の実態調査を実施するため、同和策審議会の存続期限を二年間延長しようとするものであります。

第四は、同問題の実態調査を実施するため、同和策審議会の存続期限を二年間延長しようとするものであります。

第四は、同問題の実態調査を実施するため、同和策審議会の存続期限を二年間延長しようとするものであります。

の規模の適正をはかり、その機能を向上せよとするものでありまして、このための増員は、部長以下三人という最小限度にとどめております。また、現在内閣の法制局が単に「法制局」と呼ばれているため、参議院の法制局とまぎらわしいので、実際上の不便を除くため、部の増設と同時に、「内閣法制局」と改称することとし、これに伴って、法律の題名及び法制局長官、法制局次長等の官名を改めることとしたしております。なお、法制局の定員につき、長官、次長のほか、六十人を六十人に改めておりますが、これは、さきに御説明しました部の増設に伴う三人の増員と、賃金労働者一人の定員化のためであります。

最後に、法制局の職員等の官名等の改正に伴い、国家公務員法等関係法律に所要の改正を加えました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします。

○委員長(河野謙三君) 以上で提案理由の説明は終了しました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、昨日、予備審査のため、本委員会に付託されました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。防衛庁長官。

○國務大臣(藤枝泉介君) ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその

内容の概要について御説明申し上げます。

まず、防衛庁設置法の改正について御説明いたします。

第一に、現下の情勢にかんがみ、引き続き国力増進に際して防衛力を整備するため、さきに決定した第二次防衛力整備計画にのっとり防衛庁の内容充実を努めることとし、昭和三十一年度において定員としては防衛庁の職員を二千七百六十八人増加し、そのうち八十八人のうち千九百十四人が自衛官で、残りの八百五十四人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加は、海上自衛隊及び航空自衛隊におけるものであります。海上自衛隊における増員は、千九百十四人で、艦艇及び航空機の増加に伴い必要とされる人員の配置に伴うもの及び既設部隊の内容充実等のために充てるものであります。また、航空自衛隊における増員は、七百二十人で、飛行隊の新編、補給部門の拡充及び既設部隊の内容充実等のために充てるものであります。

第二に、最近における自衛隊及び駐留軍の施設に関する問題の重要性及び相互関連性にかんがみ、自衛隊及び駐留軍の施設の取得、管理及びこれに関連する事務を一元的に処理する機構を整備するため、防衛庁に参事官一人を増員するとともに、防衛庁本庁の建設本部と調達部とを統合し、新たに防衛施設部を設置することとしたいたしました。新設される防衛施設部は、従来の防衛庁本庁の建設本部及び調達部の業務のほか、従来各自衛隊で行なってきた漁業補償等の実施の業務を行なうことをその任務とするものとしており

まして、防衛施設部の定員は、その発足に際しては建設本部の定員と調達庁の定員の合計であります。昭和三十一年度末までに二百人を計画的に減員し、昭和四十年四月一日以降三千三百八十七人にしようとするものであります。

防衛施設部には、長官のほか次長及び技術審議官を置くこととし、内部部局としては、総務部、施設部、建設部及び労働部の四部を置くこととしたいたしました。また、地方支分部局としては、札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、呉及び福岡に防衛施設局を置くこととし、さらにこれらの所掌事務の一部を分掌させるため、支局その他の機関を置くこととしたしております。防衛施設部の職員は、労働部に勤務する職員等直接自衛隊の任務の遂行に関連する者でない者を除き、すべて職員として特別職に属するものとす、その身分取り扱いについては自衛隊法の定めることによることとしたいたしました。

次に、自衛隊法の改正について御説明いたします。

第一に、前に述べましたような理由により、防衛施設部を設置することとしたいたしましたので、防衛施設部のうち自衛隊の任務遂行と直接関連を有するものは、これを自衛隊の中に含ませることとし、これに勤務する職員はすべて職員とし、これらの職員の任免等はその委任を受けた者が行なうこととするものとす、自衛隊内における人事管理の統一性を確保するため職員の人事管理の基準は防衛庁長官が定める旨を明定いたしました。なお、防衛施設

部の隊員の懲戒処分等に対する審査請求につきましては、他の隊員と同様、直接防衛庁長官に対して、審査請求し、公正審査会の審理を受け得るものとしたしております。

第二に、航空自衛隊においては、整備、補給、通信等の術科教育を四つの術科学校で実施しておりますが、今回、従来航空管制業務についての教育訓練を行なうに参りました管制教育院を学校に改組するとともに、これらの各術科学校を管理するため術科教育本部を新設し、術科教育の体系を整備することとしたいたしました。

第三に、予備自衛官の員数を二千人増加し、一万九千人に改めることとす、訓練招集命令を受けた予備自衛官についての訓練招集命令の取り消しまたは変更の条件を緩和することとした。

第四に、自衛隊が訓練のため水面を使用する必要がある場合には一定の区域及び期間を定めて漁船の操業の制限または禁止を行なうことができることとなつておりますが、試験研究のためにもこれらの措置をとり得るよう規定の整備をはかっております。

第五に、第七航空師司令部の所在地の変更等に関する規定を設けております。

なお、防衛施設部の設置の日は、この法律の公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定めることとするものとす、その際建設本部及び調達部の職員である者は、別段の命令を発せられない限り、防衛施設部の職員となることとする等所要の経過措置に関する規定を設けております。

以上法律案の内容を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(河野謙三君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から補足説明を聴取いたします。高橋国行鉄道部長。

○政府委員(高橋末吉君) ただいま議題となりました公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案につきましては、さきに提案理由でその概要を御説明申し上げたところでありますが、なお、若干補足して御説明申し上げます。改正の要点は、四つでございます。

まず、第一点は、第三八回国会における健康保険法の改正がございましたことに伴う改正であります。

同法では、分べん費として標準報酬月額額の半額を支給することとしておりますが、この改正により、報酬月額額の少ない者にも最低保障として六千円を支給することとす、配偶者分べん費については、従来一千円であったものが三千円に改められました。また、育児手当金については、従来千二百円であったものが二千円に改められました。その結果、本法の給付において実例としては、ごくわずかであると思われ、このため、健康保険法の給付を下回る場合が予想されることとなりました。このような不均衡は、健康保険法第十二条第二項におきまして、「共済組合ノ給

付は、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

また、健康保険法の給付を下回らないこととする」と規定を設けております。

付ノ種類及程度ハ本法ノ給付ノ種類及程度以上ナルコトヲ要ス」と規定されております。趣旨からいいますと、規定されども是正されるべき事柄であり、その中で、本法におきましても今回出産費について、六千円、配偶者出産費については三千円の最低保障額を設け、育児手当金を二千四百円の定額と改めることとした次第でありまして、これは、第三十七条及び第三十八条の改正に就いて措置することとしたしております。

なお、この額は、さきに第三十八回国会で改正された国家公務員共済組合法と同じであります。

第二点は、同じく第三十八回国会における恩給法等の改正が行なわれまして、これに伴う改正であります。

同法では、この改正によりまして、旧日本医療団及び外国政府の職員期間を一定の要件のもとに恩給の在職年に算入することとしたもので、恩給法を受け継いでおります本法におきましても、それと同趣旨の改正を行なうこととした。すなわち、旧日本医療団及び外国政府の職員期間の組合員期間への算入につきましては、附則第五条第一項第一号に（一）を追加し、さらに、恩給法の適用のない雇用人であつて、旧日本医療団職員や外国政府職員となつた者などにつきましては、任官者とのバランス上その期日を資格期間として、附則第十五条に追加することとした。この措置によりまして、専売十八人、国鉄八十五人、電信電話公社七十人程度が改正規定の適用を受けることとなります。また、恩給法の改正におきまして、軍人恩給について、一定の範囲内の戦地加算年を資格期間として認めることとなりました。

以上四点が、その改正点であります。が、その他更新組合員で国家公務員に転出した者、あるいは国家公務員から公社職員となつた者で更新組合員の取り扱いを受けた者、すなわち転入組員につきましても国家公務員共済組合法で新たに認められることとなりまして、特種法人であつた時代の旧特別調達庁の職員であつた期間や、さらには公

庫公団等の職員であつた期間を組合員期間に算入するために附則第五条第三項第三号、附則第二十四条第一項等を改正することとした。なお、この改正は、本法施行後五年半の実績にかんがみまして、若干の条文の整理などを行なつております。

以上が、本法草案の補足説明でございますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御可決下さいませう、重ねて、お願い申し上げます。

○委員長(河野謙三君) 以上で補足説明は終了いたしました。

○委員長(河野謙三君) 速記をつけようとして速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 次に、國の防衛に關する調査を議題とし、群馬県太田大泉飛行場の返還に關する件の調査を進めます。

政府側出席の方は大平官房長官でございます。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○伊藤道雄君 群馬県の太田大泉飛行場返還の問題については、赤城長官時代からの問題で、もうすでに足かけ三年になつており、知事初め百六十万県民の強い要望であるわけですが、歴代の防衛長官と前丸山調達庁長官も、期日を付して確約しているにもかかわらず、いまだにこれが行なわれておらない。そこで詳しくその経過等についても申し上げたいのですが、官房長官はいへん御多忙で約十分ほどとおっしゃるので、特に官房長官でなければならぬ問題だけに、一、二お伺いし

たいと思つて、官房長官については、昨年八月十五日だったと思つては、群馬県の代表が毎回陳情しておるわけですが、この日はちょうど八月十五日で、この返還問題について官房長官にいろいろと陳情申し上げたわけですが、その際あなたは、どのようにその陳情に對して御回答になつたのか、まずこのことから伺ひたいと思つております。

○政府委員(大平正芳君) 現地の実情は、伊藤先生も御承知のように、一部の地区が解除になりました。残存地区の利用の度合いもひんぱんでないといふことで、返還を求められる側の御要望はきわめて常識的だと思つて、政府としてもできるだけ努力をして参ります。という趣旨のことを申し上げたことに記憶いたしております。

○伊藤道雄君 陳情にも会つて私はいつたのですが、あなたはそれ際どういふふうなことを、どうに答へては違ふかと思つて、大体、以下申し上げるようなことを御回答になつておるわけですが、「全国各地の基地問題について総合的な調査を進めておりますので、個々の陳情という形ではどうしても弱いから、今後は関係基地問題懇談会で太田大泉飛行場返還問題を検討課題として、この先解決には政府折衝によつて早急に解決をはかりたい」と、こ

ういう意味のことをおっしゃつておると思つて、まず、このことを確認したいと思つております。

○政府委員(大平正芳君) そのことに間違ひございません。

○伊藤道雄君 そうしますと、これは八月十五日ですから、すでにその陳情

を經過してゐるわけですね。この六カ月の間に関係基地問題懇談会で検討課題に何回なつたか。そして政府折衝の面はどのようになつて進められておるのか、これをひとつ具体的に伺ひたいと思つております。

○政府委員(大平正芳君) 基地問題等関係懇談会は去年設けまして、数回の会合を開いておりますが、この関係協議に提案いたしたる案件は、事務当局間の折衝で処理できない性質のものを、より高度の立場で御解決いただくという趣旨でやつておるわけでございます。太田の問題につきましては、関係懇談会に持ち上げるまでの段階に立ち至つておりません。という意味は、関係懇談会まで持ち上げなくてもこの問題の処理はできるのではないかと思つております。現在の政府がこれまでやつておられますことは、米軍が代替地があれば返還に応じました。と、しかもその代替地についての米軍の要求等について、たびたび事務当局で折衝をを行なつておりますが、米軍側の要望もは明らかになつております。そして代替地候補地につきましても米軍側と日本政府側で共同調査を行なつておられます。その過程を通じて、米軍側と日本政府側による認識もだんだん統一するところになつておりますので、この状態を早急に進めて参ることにございまして、この問題については善処できるのではないかと思つておるわけでございます。そういう問題点がございすれば、関係協議に提案することにやぶさかではないのござい

いまだけれども、本任につきまゝでは
私どもでういうよりな感じを持つてお
られます。

○伊藤謙道君 陳情団に対しては、あなたは、關僚基地問題懇談会でひとつは検討課題として、そうして議決する旨は防衛庁だけの問題でなく、政府折衝によって——政府折衝というのはそういう意味だと思ふ。政府折衝によって早急に解決をはかりたい、こういう意味についてあなたは陳情団に対してお答えになっているでしよう。ところが、その後六カ月も経過して、実際には何ら關僚基地問題懇談会にも取り上げられていないということ、そうしますと、ただそのとき、口出まかせに陳情団にただそのときの気持を言っただけで、何ら忘れてしまった、そういうことになると思ふのです。これはきわめて無責任じゃないですか。一部の官房長官ともあらう方が、いやしくも県の代表団に對して關僚基地問題懇談会を検討課題として政府折衝によって解決をはかりたい——それがもうすでに半年もたつておつて、まだ關僚基地問題懇談会に取り上げるところまでいっていない。これは前の赤城長官から江崎、西村、藤村と、四代の長官にわたつて今日にきているわけです。しかも、赤城長官と江崎長官については、何年何月までに解決するやうにいたしたい。期日まで付して確約されているわけです。そしてまた、今あなたが御指摘になった、共同調査といふことを言われますけれども、この代替地についての共同調査については、最近の藤村長官になって初めてその段階になったわけではないわけ、もうすでに江崎長官時代から、代替地についての共同調査を進めて

つ機日までには解決できるであらう、またしたい、こういうふうに答えておられるわけです。あまりにも誠意がなま過ぎるぢやないですか。陳情団に答へてそういうふうには、内容についてはもう繰り返しません、そういう確約をされて、しかも六カ月もたつておつて、現在なおこの問題について閣僚基地問題懇談会において取り上げられていないということは無責任だと思う。

この前、十二月八日の内閣委員会で、あなたお見えにならなかったで、藤枝防衛庁長官を通して、あなたにそのことをひとつお伝えいたしましたが、近くこの問題についてあなたに直接お伺いしたい。そういうことであったので、たいへん御多忙ではあらうと思いますが、ぜひとも、あなたでないといわれない問題であるので、特にきょう時間を付してお伺いしたわけです。今までやらなかったことについては無責任であるといふことは免れぬと承知。今後どうなさろうとする決意があるのか、ひとつ責任ある御答弁をいたしたい。

○政府委員（大平正芳君） 私は、基地問題をかかえている地元の方々と全国的にたびたびお目にかかりますが、その場合に私が申し上げておきますことは、従来、防衛庁とかあるいは調達庁とかだけにお願ひしておいては、その人たちは最善の努力をしておられるのではありませんけれども、このようにに基地問題が江介になつて参りますと、その円滑な解決に十分でないと思いますので、閣僚懇談会を設けて、未消化の問題はここで解決の方途を見出すのだといふほど政府は熱意を持って当

たつておられます」ということを各新聞の方には申して、御理解を得るようにしているわけでございます。現に東京、士、北海道の問題にいたしまして、あるいは神奈川県と瀬谷地区につきましても、どうしても調達庁レベルで解決いかなうような問題、特に各省との関連が濃厚に出ているような問題につきましては、そこで解決していただいているわけでございます。で、本問題につきましても、私どもがこれに対して熱意がないわけじゃありませんで、真運する行政各部局との関連がそういう地区でございます。従来、解決のルートで鋭意やつて参りますれば解決ができるということによって言っておられるわけでございます。私が前段で基地問題でかかるといふことを申し上げた趣旨は、そういう関係会議を設けるほど私どもは本気で基地問題の解決に当たっておりましてということをお了解いただこうと思つて申し上げたわけでございまして、で、そういう高度のレベルまで待つていくまでも解決ができるものは解決していくべきでございまして、私どももそういう趣旨でこの問題に当たつておるわけでございます。で、先ほど申しましたように、米軍側の要望もほぼ明らかならなつてきております。共同調査の結果、代替地につきましても見当をつてきておりますので、これは遠からず私は解決のめどに到達しているのではないかと考えております。得るのではないかと考えております。○伊藤頭道君 官房長官においていたつたのについては、時間の制約を付してお願ひいたしましたので、約束を守らぬといけませんので、最後に残念ながら一点だけ伺ひし、さらに要望を申し上げたいと思うんですが、先

特に現地で、是非宮に重大問題なんです。これは首都圏整備法に基づいた工場、団地誘致で非常に計画を進めて、予算化して、その日を待っているわけですが、その予算も使えないで宙に浮いておるといふ実情で、知事初め県議会でも決議をなしておるといふ状態です。これは百六十万県民あがりの問題であるわけですね。しかも一昨年赤城長官が、おそくも明春三月までには解決したい、一明春三月というのはそのときの言葉ですから、もう昨年の三月にこの約束してきておる。それが依然として今日まで行なわれていない。これは行政府が立法府を軽視するということにもなると思っています。したがって、強くお願いしたいのは、もう代替地にしぼられておるといふことはわかっているわけですね。ただ問題は、この代替地々々々とおっしゃいますけれども、これは江崎長官のところからの問題であって、いまだにこれが解決しない。物資投下訓練の飛行場としてこれが適当であるかどうかということとは、日兴合同委員会の専門家がそろってこれを検討するんだから、二年も三年もかからなければこの飛行場が物資投下訓練に適するかどうかということの判定がつかないはずだと思います。それが長いことかからなければ——これが飛行場として適当かどうかという判定だけですから、それがつかないとい

本の基地であり、日本の土地である。この基地はあくまでも、したがって、また、地元では非常に迷惑しておるといふこと、しかもしばしば私は現地を視察してまいりますけれども、ほとんど使用していない。ほとんど使用されていらないわけですね。陳情団が来た翌日とか、あるいは当委員会が質問などすると、翌日また思い起こしたように、言いつけの的に練習をするにすぎない。といふことは、あまり米軍にも必要ないといふことにもなる。しかし、現地には非常に重要な土地である。こういう問題でありますので、ひとつ官房長官としても、極力早急に具体的に解決を導く。かつて地元民に首都圏整備法に基づいて工場団地の計画をどんどん進めさせていたのだな、ということ強く要望して、詩聖の翼係もございますので、残念ながらもまた白余の問題に次回として、本日のお伺いはこの程度にとどめておきたいと思ひます。ひとつ最後、に、官房長官としての決意のほどを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(大平正芳君) 基地問題全体といたしましては、今伊藤議員からおしかりを受けたように、遅々としておるやうでございましてけれども、毎年解除していただきましたけれども、全体として相当なスピードで日本に返還されておりますことは御案内のとおりでございします。私ども近年この問題が非常に大きな政治問題であると心得まして、先ほど申し上げましたような仕組みを作りまして真剣に対処いたしてあるわけでございますので、ただ相手があることとございしますので、こちらの願望とおりの的確な期日において解決がせられ

れないといふようなことにつきては、おしかりを受けたが、その点につきては、日本側といつたしましては、その時議までに何とかやりたいという熱意で委員会でも申し上りたいと思うのでございます。その点は御了解いただきたいと思つております。で、今御要望がありましたとおり、私どもといつたしましては、鋭意これにかかりまして、すみやかに解決が見えるようにに私といつたしましては努力をする決意であります。

○委員長(河野謙三君) 本件に対する質疑は後刻行なうこととし、再び公共企業体等公共経済組合法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。政府側から出店しておられる方は、運輸省高橋岡有鉄道部長、大蔵省等川日本専売公社監理官、郵政省松田電氣通信監理官、なお、そのほかに斎藤通商大臣と広瀬官房長は、衆議院の委員会が終了次第本委員会に戻ることにしておりますから、さう御了承いただきます。質疑のある方は、順次御発言願います。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 速記をとつて。

○山本伊三郎君 それぞれ公共企業体職員等公共経済組合の基本的問題については相当あるのですが、大臣もおられませんが、事務的な質問になつてしまふが、若干御部長に質問したいと思つております。

提案の趣旨説明にもありますように、これは去る二十八国会の対等決議を尊重してやつたといふことであります。

す。その点においては敬意を表したいと思つておりますが、問題の焦点は、期間の通算の問題ですが、今補足説明をされましたが、なかなかこの年金制度の通算といふのは、忍給と同じように非常に複雑な問題で、理解しがたいと思つて。で、一番最後の資料にありますが、参議院内閣委員会調査室の資料ですが、これの最後のはりで、われわれが主張した点を演説しておるのですが、これで、旧陸海軍工廠から日本国有鉄道に引き継がれた場合の減額規定が、全部この前われわれが主張したとおりに解決しておるのかどうか、この点でもすつと調べましてはつきり理解できないのですが、この点ひとつます、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(高橋末吉君) 旧令公共組合員の実期間に伴ひましての減額の措置は、ほかの場合も同様でございますが、退職一時金をもらつておるわけでございますので、〇・九の減額ということにいたしております。附則の六条でさういふようにしております。

○山本伊三郎君 これは現在の減額の程度よりも前進しておるのですか、その点だけひとつ。

○政府委員(高橋末吉君) 現在の制度におきまして退職一時金をもらつた者に対する年金の計算の場合の減額と同じでございます。

○委員長(河野謙三君) その後、政府から、八木日本国有鉄道厚生局長が出席されましたから、ついでにおきます。

○山本伊三郎君 われわれの主張は、期間通算を相当われわれは主張しておつたのですが、この減額規定が従前どおりだとすると、期間通算によつて

得る利得といひますか、得るところは非常に減殺されておると思つて。したがつて、この点がわれわれとしてこの改正案に対する一番問題点であるかと思つて。私ども実は法律案をすつと調べておつたのですが、この点があいまいで、ほかのほうの通算については、大体われわれとしては附帯決議をのものを繰り込まれておると思つておるのですが、これではちよつと理解できないんだけれども、何か討議をされたのか、討議をされた後に、依然としてこれはできないという結論をされたのか、その経緯をひとつ伺いた

○政府委員(高橋末吉君) 御承知のようにな、年金の支給の率と申しますか、百分の二つ支給することになっておるわけでありまして、その内訳を見ました場合に、本人の掛金、それから国あるいは公社のほうの負担分といふものが、本人の掛金が、〇・九、それから国とか、公社とか、そのほうが一・一といふので百分の二、それが二十年で百分の四十と、こういうふうになつておるのですが、退職一時金で年金にならない場合に、その方に支給する場合に本人の掛金の〇・九といふものをお返しすると申しますか、退職一時金は、この〇・九といふことになつておるわけでございます。で、今申しますので、これは今日旧令の方を引き継ぐので、特別にどうこうといふのでなしに、ほかの場合にも、こういうふうな措置いたしておりますので、今回もそれと全く同じに取り扱うということにいたしましたわけでございます。

○山本伊三郎君 これは実情を十分……主として国鉄に多いと思つて、したが、旧令の場合、一時金を支給したといふ、あるいは戦後のどきどきの場合です。この点は本人を一々調べてみますと、問題点が相当あるのです。この問題については、この前の法律案の審議のときも相当私から、前の、あれは郵政大臣でしたか、が担当しておつたわけですが、その際相当意を尽くして言つたのですが、相当理解されておつたと思つて。それが依然として解決されておらない。この点は実情問題で、これら方程式から見ると一般通算といわれておる、この期首がどういふことで減額されると、実効が私にはほとんどないのじやないかと思つて。この点が一つ、この法律案の審議にあつてもう一度考え直す必要があるのじやないかと思つて。その点ひとつ、部長からは責任あることが言えなければ、また大臣にお伺いしてもいいと思つて。その点ひとつ。

○政府委員(高橋末吉君) ただいまの御質問でございますが、附則六条で一時金をもらつた者については引くわけでございますけれども、正当な証明の方法がありまして、自分は一時金は受けなかつたといふことが立証できなれば、その方については減額はないわけでございます。一時金の支給を受けた者のことについては、〇・九といふことでございます。

○山本伊三郎君 この問題については、まだもう少し資料を調べて、私はひとつこの法律案審議過程において、当同側の意見を聞きたいと思つて。したがつて、これはこの段階では納得で

きないといふことが申し添えて、次の点についてひとつ聞いていきたいと思つて。

今、補足説明をされました日本医療関係及び外務省の職員期間を組合期間に通算するといふ、これに一定の要件といふことを言われておるのですが、それはどういふことであるか、ちよつと詳しく説明願いたい。

○政府委員(高橋末吉君) ちよつと……調べて後ほどお答え申し上げます。

○山本伊三郎君 こういうのは事務的な質問ですから、十分またあとで打ち合せて答弁を願つて。時間の関係があるので……まあ、大体私は今指摘した程度が問題だと思つて。十分検討してもらつて、きよりはまた初日の審議だからあつては必要はないと思つて。きよりはこの程度でひとつ私の質問は打ち切りますから、次にしてもいい、さういふことにしたいと思つて。

○委員長(河野謙三君) 政府におきましては、次回までに十分調査の上、はつきりした御答弁を願いたいと思つて。他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(河野謙三君) 次に、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題として、恩給に関する件の調査を進めます。

政府側出席の方は八巻恩給局長、なお、小平総務長官は後刻出席の予定になつております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤道雄君 恩給の問題のうちで、特に通算問題について小平総務長官と恩給局長にお伺いしたいわけですが、まだ小平総務長官がお見えになつておりませんので、主として恩給局長に以下二、三の問題についてお伺いしたいと思ひますが、昨年の六月六日の当内閣委員会で、恩給法等の一部を改正する法律案の審議があつたわけですが、その際にこの恩給特決議が満場一致で可決決定されたわけですが、恩給局長もよく御承知ですが、その最後の一節に「恩給制度の運用に關しては、戦前の外地に於ける國家との特殊關係機關の形式に拘はれず、其の實質を同僚し戦前戦後の社会事情の一大變遷を考慮して処遇の公平を期する措置をせられたい」、このいふふいふ附帯決議が決定されたわけですが、恩給局長としては、この決議をどのように受けとられておられるのか、そして、これが実現のためにどのように努力されておられたか、ひとつ具体的に承りたいと思ひます。

○政府委員(八巻淳之輔君) 昨年恩給法の改正案を提出いたしましたので、その審議の際に、外國政府職員の特種通算問題に關連いたしました、戦前の外地における特殊機關職員の經歷ある者につきましても、同様の措置を講ずることができるといふ問題でいろいろ質疑がかわされて、ただいまお話しした附帯決議があつたことを承知しております。この附帯決議に表れておられるところから考えますと、非常に内容は広範であり、また、他に及ぼす影響も大きい問題が種々ございまして、そこで私もいろいろ思ひまして、

は、絶えず念頭に置きまして、頭を離れないわけでありまして、これに對するアプローチの仕方というものはなかなかさしつかえのないもので、もちろん昨年の予算編成時期からずっとこの法律の作成段階に至りまして、手筈である自民党の中の内閣部会等におきましても、この問題につきましても、検討を加えられ、私どももいろいろ御意見を伺ひに付たわけですが、なかなかその結論に至らないわけなんです。この御要望の内容につきましても、この御要望の内容につきましても、この御要望の内容につきましても、

としてそうした人々に対する、遺族あるいはその傷病者本人に対する救済制度というものがあつた時代、満鉄にもおそろしく整備されておつたと思ひますが、そういうふうな満鉄時代としての恩給という債務と申しますか、それを恩給というルールで日本國政府が処理すべき問題であるのか、そういうふうな問題がいろいろあるわけですが、この一部には現在生きておられる方、この方々が内地に就職して、六十なう六十になつて退職した、こういう場合の退職年金が中途半端になつて受けられないという人々を救済するといふのが第一義的なねらいなんだ。死んだ人はもういふやうな死んだ人、いや、そういう人よりもむしろ死んだ人が気の毒なんだ、これを何とかすべきなんだ、こういうふうな、どちらにウエイトを置くかといふことが、まだ煮え切らないわけなんです。で、今までの段階では少なくとも遺族が一番気の毒じゃないか。満鉄の職員がソ連参戦の時期において関東軍の命令でいろいろ働いてなくなつた。こういう方々につきましても、現在遺族援護法によつて援護措置が講ぜられておられるわけなんです。それをさらに幅を広げるといふ方法はないのかといふことも議論になつておられるわけです。その問題につきましても、やはり援護法という幅で考える、援護法を拡大して考えるかどうか、こゝろいふふいふことが問題になるわけでありまして、恩給法をルールに乗せて考えるといふことはなかなか問題がある。恩給法といふのは、御承知のとおり、日本國政府の職員、すなわち日本國政府と日本國政府の職員との間、すなわち雇用關係に立脚するとこ

ろの人事行政上の措置でありましてから、これに乗つて考えるといふことは、そこに飛躍がある。そこでまず、そういうふうな問題点が一体どこにウエイトがあるのかといふことがまず問題になるわけで、十分に意を配らないで、まあ前国会における伊藤先生の端的な質問から推察いたしますと、満鉄あるいはその他の特殊機關において一定年限を勤めたけれども、また、内地へ再就職した、再就職したけれどもそれが短期間であつたために、そしてまたその方は定年に達してやめたときに短期間であるために年金がつかない。日本の恩給制度あるいは其の恩給期間の通算といふことを考へておられるようにも見受けられます。この問題として考へますならば、なかなか、満鉄ならばよろしい、そのほかの特殊機關ではいけないといふふうな線はなかなか引きにくいわけでありまして、前国会におきまして、先生の御発言では、非常に満洲國といふものと満鉄といふものは全く実質的な内容は同じであるといふことを強調された、この点は全く私も同意でございますけれども、しかし満鉄といふものを考へて入れますならば、同じような特殊機關であるところのその他の恩給法といふものと区別するといふ考へ方はなかなかむづかしいといふことになつてくるわけでありまして、そこで私もいろいろ思ひまして、もし満鉄を、そういう通算の対象として入れるならば、その他の特殊機關はどうするか、こゝろいふことになつてくるわけでありまして、なかなか問題の処理の仕方とい

うものは複雑なむづかしい問題でございます。そういうふうなわけで、今国会における提案の法律案の中では、この問題がまだ入つておられない、こゝろいふわけでございます。

○伊藤道雄君 昨年の六月の通常国会における恩給法等の一部改正案の成立によつて、外國である満洲國職員として政府機關でない医療団の職員、これの通算が認められておる、それならばいふやうな政府の特殊機關である満鉄をどうして入れないのか、そういう観点から附帯決議がなされたと思ひわけなす。したがつて、満洲國はどこまでも形式から言えば外國なんです。医療団も形式から言えば政府機關じゃない。で、私もその申、上げておられるのは、形式上外國である満洲國の職員の通算を認めてはいかぬといふ一言も言つておられない。それはむしろ逆の一つの政府の考へ方の前進であらうと思ひ、戦前戦後の複雑な社会情勢を考慮されて、そういう考へを出されたといふことは、一前進であらうと思ひ、満洲國並びに医療団の足を引くわけじゃ毛頭ないが、それだとするならば、政府との特殊關係にあつた満鉄も、当然これは、なるほど形式からいへばそうでありまして、事實は何ら満洲國と変わるところはない、あなたもその点は認めておられる、認められておられるが、しかし、おかしながつくわけで、そのところ、それがわれわれにはどうも了解できない。そういう点で、これは当然、満洲國と同じに扱ふべきものではなからう、さうあつてしかるべきだと、そういうふうに考へるわけですが、この点について、昨年の六月ですから、もう八カ月

経過しておるわけですが、ぜひよく検討されたと思ふのですが、何ら予算化もないし、何らの具体化も見えないという事は、きつめて遺憾の至るべきである。しかも内閣委員会の附帯決議が満場一致でなされておる。従来、附帯決議については、政府はこれを実行しなければならぬ義務と責任があると思ふのです。さういふことがないといふことが言つてゐるわけですが、ただ、決議がなされても八カ月たつてゐるわけですが、一月、二月後にまだかといふことになくして、もうすでに八カ月たつてゐるから、相当具体的に検討がなされたはずで、もし該案をもつて検討なさつたならば、八カ月といふ月は、相當な検討期間であつたはずで、いまだに具体化されてないといふことはきつめて遺憾です。何とかひとつ具体化すべきじゃないか。また、具体化していかるべきだと、さういふふうに申し上げてゐるわけですが、もう一度ひとつ伺つておきたい。

○政府委員(八巻淳之輔君) 昨年の法律改正で、満州国の政府職員の期間に適用いたしました。至極別々の職員の間を適用いたしましたこと、このことにつきましては、御承知のとおり、満州国の職員期間につきましては、日満の人事交流といふものの人事政策の上からいって、日本から満州に人を送り出す、満州に行つてくれば、そのかわり、お前が歸つてきたらば、その期間はいふにふたふたにしようといふこと、さういふような日満人事交流の基礎の上で、満州国の期間を適用するといふふうな措置が、戦前から行なわれておつたわけですが、それが、満州国が解決い

たしまして、戦後引き揚げて参りましたけれども、なかなか老齢になつて職がでなくなつたと、さういふふうな特殊事情のある方、これらにつきましては、措置をいたしたわけでございますから、ただ単に、その実質的な仕事の内容といふ面から申しますと、満州国政府と満鉄といふものの違いはあまりないといふ御意見もあるわけでございますけれども、その日本国政府としての人事政策の面からいって、満州国職員といふものについての、さういふふうな措置をしておつたという事実を立脚いたしましたの措置でございます。それからもう一つは、医療団といふふうな公法人の職員期間を日本国政府が適用したといふことは、これは医療団が解体いたしました。その業務、組織、人、全部をあげて厚生省の国立病院に移管になつたわけですが、そこで、自分からの考えが及ばなかつたやうな、政府の改革によつて身分が切りかわつてしまつたわけですから、それらの人々の退職給付に關する御禮と、さういふふうなものも尊重する意味で、その時代の期間を適用して、そして国立病院の職員としての退職の場合にも年金が受けられるようにしよう、さういふ例外的な措置でございます。したがひまして、さうした措置を、一般の公的機関におかれた職員期間を、その方がたまたま公務員であつたという場合に、公務員期間につなげて、さうして公務員としての恩給が出る、さういふふうにするかどうかといふことにつきましては、一段落があるのじやなからうか。そこで御要望の点は、端的にわかるのでございませうけれども、それわれわれが処理いたします場合に、そ

れに対するアプローチの仕方は、どこからやつていくかといふことが問題なんでございまして、満鉄である、あるいは外地における一つの公的機関、國の代行機関であるといふ看板と申しますか、その実質的な内容だけを掲げることによつて、はたして、その適用の根拠をいかにすることが出来るかどうかといふ問題は、なかなかむずかしいことだと思ふのです。また、公的機関と申しましても、いろいろなニエンスがあつて、たくさんある系列があるわけでございます。さういふいたしますと、恩給制度といふものが、ますます何と申しまさか、日本国政府の職員に對する退職給付制度であるといふことから離れて参ります。また、一方におきまして、たまたま公務員になつた人につきましては、恩給制度でその退職後の給付が救われる。ところが、民間に入られた方、満鉄に一年勤めて民間の会社にお入りになつた方は、これは厚生年金で退職給付が受けられるわけですが、そこでその掛金期間が、さうしますといふと、年掛け捨てになつてしまふ。さういふ人についてであつても、やはり厚生年金として、前の期算を算入して、年金が受けられるようにすべきだといふのが、最近の考え方だと思ふのです。さういふ意味におきまして、公的年金制度の全面的な相互通算制度といふものが、昨年の国会に提案されたわけでございますけれども、まあさういふふうには幅広い、とにかく六十なり六十五になつて、年とつてやめたら、厚生年金であつたら、国民年金であつたら、恩給であつたら、其の年金であつたら、何らかの形で、さうした老後の保障がなされるといふふうな

制度にだんだんいきつてゐるわけですが、そこで恩給だけでも、たまたま公務員であつた人についてだけ、さうした措置をするといふことがいいかどうかといふことも、一つの問題があるわけですが、いすれにいたしましても、いろいろな私、実は申し上げて恐縮でございますけれども、御要望の趣旨はよくわかつておりますので、今後ともこれに対するその問題の解きほぐし方あるいはアプローチの仕方といふものについて、十分研究して参りたいと思つております。

○伊藤頭道君 今恩給局長、人事交流とか医療団の問題、あとの問題については後ほど申し上げますが、まず人事の問題ですね。先ほどの説明のような要旨の点があげられたわけですが、さうおつしやるならば、満州国の職員の中には、本人の意思によつて満州國に就職された方も相當のわけですが、さういふやうな事実をわれわれは確認しているわけですが、今度はその逆に見て、満鉄職員の中にも、特に戦時中、所屬庁の勧奨等によつて、運輸省等から転入された者も相當のわけですが、さらにまた、昭和八年の北鮮鉄道の満鉄経営委託に際して、朝鮮總督府官吏が、本人の意思によらないで、國策として満鉄のほうへ身分がえになつた者が約二千名、さういふものが具体的にあげられてゐるわけですが、これは厳然たる事実として残つてゐるわけですが、さういふことは、今局長の言われたことは、當たらなく思ふのですが、さういふものの理由が、當たらなく思ふのです。それから医療団についても、その点はわかるわけですが、だからさういふ考えを、なぜ満鉄にも同じやうな観点で考えられないかといふことでせう。満鉄も同じ運命になつたのです。それと先ほど局長の言われた問題は、満鉄会社の本質なり満鉄職員の本質をよく理解されたならば、これは大體わかるのだが、要するに、これは大體わかるのだが、要するに、ね、わかる、といふ切れない。わかるけれども、あつてゐる。わかつてゐる。この点はまことに不可解千方だと思ふ。そこで幾つか具体的に申し上げますが、満鉄が創立になつた、その當時御承知でしょうが、非常に複雑な國際情勢を勘案して、満鉄については株式会社が、形態をとつたわけですが、形式は株式会社といふ形態をとつたわけですが、そして明治三十九年に勅令第四百四十二号をもつて設立されたことは御承知のとおりです。そして日本國特殊法人として規定したのもおわかりだと思ひます。それとさういふ具体的に申し上げるならば、事實的にはほんとうに國家機関たることを考えさせるやうな具体的な問題が幾つか存在してゐる。さういふ、その具体的な幾つかをあげますと、たとえば株式の半分は政府が担当してゐる。役員は政府の任命による。さういふ会社はほかにはない。会社の役員を政府が任命してゐる。ちよつと考えられない。それと経営の基本方針の決定については、政府の監督下になされてゐる。さういふ厳然たる事實、それと戦時、事業に際しては、政府は必要に応じて命令を出してゐる。それから業務の内容について検討してみると、鉄道、港湾、自動車、水路、炭鉱、製鉄、製油、それから支那の土地、教育、衛生、殖産等の各般の行政面を担当してゐたわけですが、現

にこれを実施してきたわけですが。それとさらに申し上げるならば、満州国の成立に際して、付属地の行政権についてはこれを満州国に委譲されました。それは確かです。しかし一方、満州国におけるあるいは鉄道とか水路、港湾、自動車、こういう経営等は満鉄が受託経営しておった、こういう厳然たる事実があるわけですが。それから朝鮮総督府の国有鉄道、港湾の一部、これも受託経営しておった、こういう事実もある。そこで、具体的なこれらの問題を要約すれば、政府は名を株式会社にかりて、そして実は国家機関として政府にかわって満鉄経営に当たつた。これははっきり申し上げ得ると思ふ。そうだとするならば、外国である満州国を、この満鉄より優先的に現実には考えられておるわけですが。一体その根拠は那辺にあるのか、われわれには了解しがたい、こういうことを申し上げておる。幾つか具体的に申し上げたわけですが、こう申し上げても、なお、口がきかぬ、こういうことになりましか。言ひ切れませんか。この点をはっきりお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(八巻淳之輔君) 恩給法のレールの上に乗せるといふ事か、通算の問題でございまして、過去の期間を、現在公務員である方の過去の期間をどういふふうに見るのかというところでございますが、それにつきましては、できるだけ限定的に考えているわけですが、満州国につきましては、満州国の期間を通算するという制度が昭和十八年にできまして、もちろんそれはさかのぼって適用されたのでございまして、けれども、そういう制度もできておる。その制度ができましたけれども、

大東亜戦争の終結の結果、特殊事態ができて、日本国政府に帰れなかった、こういうふうな方、あるいは向こうから戻つてきてそのまゝ日本国政府が引き取つた、いろいろな問題がございまして、そういうふうな日滿通算の制度を若干拡大して適用した、こういうことにすぎないのであります。これから新しくすべての職員、公務員以外の職員について通算制度を全面的に検討するという結果において満州国だけを取り上げた、こういうことではないのであります。今お話をございまして、満鉄の職員の方々でも、朝鮮の鉄道あるいは日本の国有鉄道から向こうへそのまゝの身分であるいは転職いたしました、向こうへ引き連れて行かれた方、そういう方もございまして、実際問題としては、相当人事交流と申しますか、人事が行なわれたと思ふのであります。けれども、そういうふうなことを基礎にしての恩給制度と申しますか、退職給付制度といふものがございます。退職給付制度といふものがございます。その当時においても退職給付制度はつながつておられ、こういうことがあるわけでございますが、過去においてもそういうことで割り切つておつたのを、今さらそれにつなげて考えるということもどうかと、こう思ふのであります。

そこでやはり問題は、満鉄の特殊事情といふものは、あるお話のございまして、したようにわかるのでございまして、けれども、満鉄の特殊事情をもつて、ほかのいろいろな開発会社あるいは拓殖会社等の公法人といふものと前回は違ふのだ、満鉄だけは違ふのだ、こういうことが言えるのかどうかという問題もあろうかと思ふのでございまして。でございまして、問題点といふのは、確かにわかつております。そういう機関においてお勤めになった方々、その方々が内地にお勤めになった方々、その方々も退職年金に達してやめなければならぬ、このときに年金がつかないといふことはお気の毒だ、これを何とか救済しようという御議論につきまして、はわかりました、その問題の処理の仕方というものがございまして、ただ単に満鉄だけだといふふうに、特殊事情があるといふことではなかなか切り切れる問題ではなからうと、こう思つておりますので、その処理の仕方につきまして、今後とも研究していただきたいと思つております。

○伊藤道雄君 特殊会社については満鉄のほかにもまだ考えられると、それはそれで、私も、私も考えておるわけですが。具体的にいいますと、満洲電信電話とかあるいは華北交通等、巨機関が一応この問題については考えられると思ふのであります。そこで先ほども申し上げたように、満鉄会社の本質については機密を申し上げたわけですが、今度は満鉄が買上げたわけですが、今度は満鉄が買上げたわけですが、十分なる理解がまだ本質についてではないかといふふ持たれていないのではないかと、いふに考えられるわけですが。満鉄の本質についてよく御検討をいただくならば、それと同時に満鉄職員の本質についても、当然十分な検討がなされなければならぬと思ふのであります。その満鉄の本質については先ほど申し上げました、特に職員の本質についても、これは創立以来ほとんどあらゆる困難に耐えて、創設から終戦まで四十年間、国家公務員と同様な立場に立つて真摯に国家の遂行に協力してきたといふことは、歴然たる事実があるのです。そういうことと今まで申し上げたことの観点から、満州国と満鉄を形式上、そして実質上、要約して比較いたしますと、こういうふうになると思ふのであります。形式的には、満州国は何といつても外国政府である、これは間違いない。形式的には、満鉄は外国政府である。満鉄は日本勅令による特殊法人である、これも間違いないです。こういう違いが出てくるわけですが。実質的には、両者はほとんど変わりがないと思ふのです。日本政府の代行機関として、両者は差別をつける根拠は何ものもない、そういうふうに断定できると思ふのです。そうだとするならば、形式的には片や外国、片や特殊法人、こういう点のみの違いであつて、実質的には、ほとんど政府の代行機関であるといふ点については区別がつけられないと思ふ。この点は御理解いただけたらと思ふ。この点の御理解がないと、よくわかるのだけれども、いふことに終わつてしまふといふことにならうと思ふのです。この点について、いまいちお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(八巻淳之輔君) 御指摘のとおり、満州国政府は明らかに外国政府であり、満鉄株式会社は、日本政府の法令によるところの特殊法人であります。○伊藤道雄君 それでは時間の制約がございまして、この問題については当国会でまた法案が出ておられますので、その際具体的にさらにお尋ねしたいと思ひますが、しかし、きょうは小平総務長官お見えになつていないので、局長からもよくお伝えいたしたい、早急に具体的な解決をはかるよう、ひとつ最大限の努力をお願いしたいと思います。そこで、時間がございせんから、最後に一点だけお伺いいたしますが、これはどういふことですか。退職手当法と恩給法との取り扱ひの不均衡についてはどういふふうに考えておるか、一貫性がないではないかという観点からお伺いしたいと思ふのです。と申しますのは、国家公務員等退職手当暫定措置法の施行令ですね、施行令を見ますと、かつて公務員であつた者が満鉄あるいは満州国等の職員となつて、帰国後再び公務員となつた場合、その在外期間の三分の二を公務員在職年に通算する措置が講ぜられてゐるわけですが、これは間違いないわけですが。これが、その機関が公共的、国家的業務の実施機関である、そののみならず、満州国の外国政府とそれから満鉄の特殊法人との均衡をはかるために入れたと、当然考えられるわけですが。そのお首をお振りにならぬでも、当然そういうふうにご考慮されるわけですが。そこで、恩給法上の取り扱いにおいては、満鉄及び満鉄職員の本質をまたまだ理解されないで、満鉄職員とははなはだしく不均衡が現実に出ておるわけですが。先ほどお伺いしたように、不均衡が出ておる。ところが、退職手当暫定措置法の施行令を見ると、この扱ひは完全に公平の原則に基づいて措置せられておる。同じ内閣の措置としては一貫性がないではないか。これも法律であるわけですが。退職手当法も、恩給法も、法律です。確かに、一方の法律においては公平の原則に基づいて公平な

措置が講ぜられておるにもかかわらず、恩給についてはきわめて不公平な措置が講ぜられておる。という事は、同じ内閣から出た法律とは考えられない、きわめて一貫性が無いではないか、こういうふうにお伺いするわけですか。これはいろいろ、恩給局長は該博な知識を持っておられるので、あれやこれやというふうなまいまいに逃げられるやもしれませんが、これも、この厳然たる事實は、これはゆがめられないと思ふのです。たとえば、こういうふうな退職手当法については明らかに公平の原則に基づいておるのだから、恩給においても当然公平の原則に基づいて公平に措置すべきではないか。これがお伺いしている要旨であるわけですか。この点いかがですか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 退職手当法のほうは私の所管じゃないものでございませう、よく詳しくは知りませんが、必ずしも退職手当法の幅と恩給法の幅とは一致してありませんで、基本的には、御承知のとおり、恩給法は文官、軍人と申しますか、いわゆる官吏という方に対する使用関係に基づいて、その退職後の給付の問題を扱っているわけでございます。雇用人につきましては、別途、共済制度というものがその当時あったわけです。今は一本になって、共済年金制度になったわけでございますけれども、恩給法における限りにおきましては、雇用人というものはおらずして、官吏というものの限定をしておるわけでございます。退職手当法というものは、もう一般的に国民全体と、そういう身分的差別を考えない一本の形で来てるわけですか。必ずしも一致していません。しかしながら、今のお話の退職手当法にそうした民間関係のといいますが、株式会社の期間までも加算して、そしてその人間が三十年になれば四十一年の退職手当を出すということになっておるのかどうか、その点ももちろん十分研究して参りたいと思っております。

○委員長(河野謙三君) 他に御発言がなければ、本件はこの程度にとどめます。

○委員長(河野謙三君) 次に、別の防衛に関する調査を議題とし、群馬県太田大泉飛行場の返還に關する件を調査を進めます。政府側から藤枝防衛庁長官、林調達庁長官、沼尻不動産部長がお見えになっておられますので、御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○伊藤道雄君 太田大泉米軍飛行場返還問題について、前回に引き続いて藤枝長官、林調達庁長官、沼尻不動産部長、衛政務次官にも御意見を伺しておいた、まだお見えにならないが、ごく簡単に済みますからお伺いしたいと思ひます。そこでさうさう、まず藤枝長官にお伺いしたいと思ひますが、この前の内閣委員会、十二月八日でございましたが、その際いろいろお伺いしたわけですが、目下日米共同調査の段階でこれを極力進めておる、こういうお言葉であつたわけですか。それからちやうど計算してもうすでに六十日以上たつておるわけですか。もう相当進展したと考えられるわけですか、このように進展なさつたか、具体的にますます伺いたいと思ひます。

○國務大臣(藤枝泉介君) 今までの経過は申し上げません。で、十二月の当委員会におきまして、二、三の候補地について共同調査をいたしておるといふことを申し上げました。その後そのうちの一方所につきましては、米軍側もその演習場としての適格性を認めて参つておりました。したがしまして、今後は政府といたしましては、その場所、これはまあひとつ具体的な場所を申し上げることはいろいろ關係がございしますので、御容赦をいただきたいと思います。その場所につきましては地元の御了解をいただかなければならぬと。それにこれから努力をいたすという段階に相なつておるわけでございます。

○伊藤道雄君 この代替地の問題は、藤枝長官より御存じのように、前々江崎長官のころからの問題であつたわけですか。そして、そのときのお言葉でも、目下代替地の問題と取り組んでおる、極力推進をはかつておると、まあだいただいまのお言葉では明るい見通しのように受け取られるわけですが、何といつても、私も経過を申し上げません、よく長官御存じです。それから、三千年の問題でもありますし、地元でも御承知のように、非常に熱望しておる、そういうことでこれは県民あつての熱望でもある、また、この国会の場での責任大臣の確約でもあります、もうこの段階で最終的にこの問題を取り上げて、もう私はこの内閣委員会でもまたかと言われないうえに済むように早急に解決をはかるべきだと思ひます。そういうような観点から、代替地の候補地の中で、一つは大体米軍が適格性を認めてきたといふこ

とになると、今御指摘のように、地元との折衝であらうと思ひますが、そこで重ねてお伺いしますが、米軍側では大体よろしい。そこで米軍についてはお心配ないが、地元との問題で若干手間取つておる、こういうふうな受け取りでよろしいかどうか、この点をまず一度お伺いする。

○國務大臣(藤枝泉介君) ただいま申しましたように、米軍がそのある一カ所につきましては、適格性を認めて参つておりますので、日本政府としては、これからその地元の御了解を得るために全力をあげなければならぬという段階でございます。申し上げるまでもなく、なかなか地元の御了解をいただくのにもいろいろ骨を折らなければならぬと思ひます。しかし、何とかそれを御納得いただくように今後努力をして参りたいと思ひておる次第でございます。

○伊藤道雄君 そうしますと、大事な問題ですから重ねてお伺いしますが、米軍についてはもう大体心配ない、もう了解した、適格性を認めるということは了解した、というの、これは江崎長官のころから、代替地があれば、まあ詳しくいえば、適当な代替地があればいつでも返還するといふことは米軍側は言ひ続けてきたという、前丸山調達庁長官、そして現林調達庁長官がいつもおっしゃつておるわけです。だからさういふことから推せば、適当な代替地があれば米軍はいつでも返還する、しかし、基地問題ですから、やはり地元との円満な解決をはかつたその上でないと思ひます。これは私もよくわかる。当然地元との円満な解決をはかるべきだと思ひます。したがって、私は同

じことを繰り返してお伺いするのは、米軍についてはもう心配ない、了解した、ただ地元の問題で若干時間がかかると、努力しておるけれども、なお若干かかるであらうと、こういうふうな受け取りでよろしいかどうかといふことをい

○國務大臣(藤枝泉介君) そのとおりでございます。大体今候補に乗つておられます一方所につきましては、地元の十分な御了解をいただくなれば、代替地として米軍も納得するといふ見込みのもとにやつておるわけでございます。

○伊藤道雄君 それでは、そこまで話が進展しておれば、これ以上余分なことをお伺いする必要はなかつたと思ひます。そこで米軍についてはもう了解した、地元の円満な解決があるのみだ、さういふことであるならば、強く要望申し上げて、長官に対する質問を終わりたいと思ひますが、米軍が適格性を認めたといふことでありますので、米軍の問題にもなかつたと思ひます。で、米軍の問題はもうなかつたと思ひます。が、ひとつ地元との問題については早期に円満な解決をはかるよう最大限の努力をされて、そしてこれひとつ、あなたが前から一歩めどとして、目途とされておつた本年度末、いわゆる本年三月中には具体的に返還の方針が打ち出される、さう強く要望申し上げます、長官に対してお伺いを切りたいと思ひます。

それで引き続き秋調達庁長官にお伺いしたいと思ひます。この日米合同委員会、施設委員会は隔週の火曜に持たれておると思ひます。そこで、その施設委員会に、あなたは日本側の最高責任者としていつも御出席に

なると思う。隔週の火曜ですから相当回は重なっておるわけです。そこで、前にさかのぼる必要ございませんから、ごく最近の、あなたほどのように発言されておるのか、それに対してどのように米軍側は答へになつておるのか、こういうことを具体的にひとつ要点だけをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(林一夫君) 施設委員会、あるいは合同委員会の発言内容につきましては詳しく申し上げられませんが、委員が開かれておりますので、そのために、この太田小泉の返還問題について強くこちらから要望して参つたわけですが、その内容は主として向こうから要求するいろいろの条件につきまして、双方において意見を申し合つて、その結果だんだんと向こうの要求条件もはつきりして参つた。そういうような条件に基づきまして、二、三候補地をあげまして検討して、日米共同の調査をして参つたのであります。その結果、ただいま大臣から説明がありましたが、二カ所にしほられて参つた。それ以外に、一カ所にしほられて参つた。そういういろいろな立場から、条件その他についていろいろの意見を交換して参つたような次第でございます。

○伊藤顕道君 調達庁の総務部総務課が十二月二十五日に出された「調達弘報」、これを拝見いたしますと、東京調達局の見解として、このようにことが載つてゐるわけですが、「太田大泉飛行場」については、二つないし三つの候補地を米軍に提案し、共同調査を実施し、検討を進めてゐるが、問題の解決までにはいまだ相当の時間を必要とするものと思はれる。一方、あなたは、一月十七日記者会見を行なわれて、次のような意味のことをおっしゃつてゐる。その中で関係のあるのは、本年の重要懸案事項を説明した中ですが、太田大泉飛行場返還問題については、「問題を一ないし二の候補地にしほつて米側と積極的に交渉を続けてゐるが、その遠くない将来において候補地について妥結点が見出されるものと考へてゐる。昨年十二月の東京調達局の見解では、一年一月にあなたがなされた見解では、明らかに大きな食い違いがあるわけだ。まだまだ日数がかかるという見解だ。もうその遠くない将来、これは、しかしながら、十二月以後一月に入つて相当事態が進展したということであるならば、ここで一月ほどありますから、これは了解できるわけだ。一体どちらなのか、あくまでも食い違いなのか、事態が相当進展したという意味なのか、そして遠くない将来とい

うのは一体的にはどういふ時期をさしておられるのか、この点をあわせてお聞かせいただきたい。

○政府委員(林一夫君) 私が一月に新聞記者会見で申し上げたのは、一、二カ所について候補地がしほられてゐるが近いうちに、その遠くないうちにしほつて参るのである、こういうふうにお聞きしたのであります。先ほど大臣も申し上げましたように、その候補地が一カ所にしほられて参つたといふわけでありまして、昨年中はまだ候補地が一カ所にしほられるところまでは進んでいなかったのでございます。一月になりましてそれがだんだんとしほられて参つて、二カ所にしほられる時期が遠くないといふことを申し上げるような事態になつたわけでありまして、伊藤顕道君、それでは時間も相当超過しておりますので、最後に強く要望申し上げます。私の質問を終わりたいと思ひますが、先ほど藤枝長官もおっしゃつたように、問題の一部は解決したと思ふ。米軍が、最も困難視されておつた一つの候補地についてその適格性を認めてきた。認めさせるための交渉を今までやってきたと思ふ。したがって、先ほど長官にも申し上げたように、一つの問題は解決したわけですから、ひとつ調達庁長官としても、特にこれは調達庁長官の責任だろと思

うのですが、地元との話し合いについてはあくまでも民主的に事を進めて、ひとつ問題のないように円満な解決をはかつてもらつて、そしてそこへ米軍を移すことによつて、太田大泉の飛行場返還はついに終止符が打てるよう、しかも防衛庁長官も大体三月を目途としておられますので、あくまでもそれまでにはひとつ実現できるようさらに最大限の努力をしてみたい。

太田大泉は、あなた日本の調達庁長官なんですから、そういうお考えのもとに、そういう立場に立つて、きぜんたる態度でひとつ早急に三月を目途に懸命な努力を続けてもらいたいといふことを強く要望申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(河野謙三君) 他に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

二、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

別表第四号表及び第五号表を次のように改める。

第四号表

退職時ノ俸給年額	率
五九六、五〇〇円以下ノモノ	一七・〇割
五九六、五〇〇円超五九六、五〇〇円未満ノモノ	一七・五割
五二四、五〇〇円超五二四、五〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
五〇五、四〇〇円超五〇五、四〇〇円以下ノモノ	一八・五割

第五号表

三三三、六〇〇円超三三三、六〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
三三三、六〇〇円超三三三、六〇〇円以下ノモノ	一九・五割
二〇三、一〇〇円超二〇三、一〇〇円以下ノモノ	二〇・〇割
一九五、一〇〇円超一九五、一〇〇円以下ノモノ	二〇・五割
一八八、七〇〇円超一八八、七〇〇円以下ノモノ	二一・〇割
一八二、四〇〇円超一八二、四〇〇円以下ノモノ	二一・五割
一七六、七〇〇円超一七六、七〇〇円以下ノモノ	二二・〇割

一七、〇〇〇円ヲ超エ一七、六、七〇〇円以下ノモノ	一二・五割
一六、一〇〇円ヲ超エ一七、〇〇〇円以下ノモノ	一二・三割
一六、二〇〇円ヲ超エ一六、六、一〇〇円以下ノモノ	一二・三・五割
一五、三〇〇円ヲ超エ一六、一〇〇円以下ノモノ	一二・四割
一五、二〇〇円ヲ超エ一五、三〇〇円以下ノモノ	一二・四・五割
一四、七、六〇〇円ヲ超エ一五、二〇〇円以下ノモノ	一二・五割
一四、四、〇〇〇円ヲ超エ一四、七、六〇〇円以下ノモノ	一二・五・五割
一三、八、五〇〇円ヲ超エ一四、四、〇〇〇円以下ノモノ	一二・六割
一三、三、二〇〇円ヲ超エ一三、八、五〇〇円以下ノモノ	一二・六・五割
一三、二〇〇円以下ノモノ	一二・七割

第五号表

退職当時ノ支給年額	率
五九六、五〇〇円以上ノモノ	一二・八割
五四八、五〇〇円ヲ超エ五九六、五〇〇円未満ノモノ	一二・三割
五四四、五〇〇円ヲ超エ五四八、五〇〇円以下ノモノ	一二・三・五割
五四〇、五〇〇円ヲ超エ五四四、五〇〇円以下ノモノ	一二・四割
五四〇、五〇〇円ヲ超エ五四〇、五〇〇円以下ノモノ	一二・四・五割
三三六、八〇〇円ヲ超エ五四〇、五〇〇円以下ノモノ	一二・四・五割
三三六、八〇〇円ヲ超エ三三六、八〇〇円以下ノモノ	一二・四・七割
一九五、一〇〇円ヲ超エ三三六、八〇〇円以下ノモノ	一二・五割
七六、七〇〇円ヲ超エ一九五、一〇〇円以下ノモノ	一二・五・五割
一七一、〇〇〇円ヲ超エ七六、七〇〇円以下ノモノ	一二・六割
一六六、一〇〇円ヲ超エ一七一、〇〇〇円以下ノモノ	一二・六・五割
一六一、二〇〇円ヲ超エ一六六、一〇〇円以下ノモノ	一二・六・九割
一五五、三〇〇円ヲ超エ一六一、二〇〇円以下ノモノ	一二・七割
一五一、二〇〇円ヲ超エ一五五、三〇〇円以下ノモノ	一二・八割
一四七、六〇〇円ヲ超エ一五一、二〇〇円以下ノモノ	一二・八・三割
一四四、〇〇〇円ヲ超エ一四七、六〇〇円以下ノモノ	一二・八・三・五割
一三八、五〇〇円ヲ超エ一四四、〇〇〇円以下ノモノ	一二・九割
一三三、二〇〇円ヲ超エ一三八、五〇〇円以下ノモノ	一二・九・八割
一三三、二〇〇円以下ノモノ	一二・三割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額が四三、四五一、二円未満ノモノトキニ於ケル第二十五
条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ四三、四五一、二円(退職当時ノ俸給年額が一、二
二、四〇〇円未満ナルトキハ四三、四五一、二円ニ対スル退職当時ノ俸給
年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正
する。

附則第十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の
一項を加える。

2 恩給法第四十六条に規定する普通恩給又は同法第七十五条第一号に規定する扶助料
以外の扶助料についての前項の規定の適用については、同項中「仮定俸給年額」とあるのは、
「仮定俸給年額に千分の千三十四(仮定俸給年額が十萬八千二百円であるときは千分の千百
三十一、十二萬三千五百円であるときは千分の千二百二十五)を乗じて得たる額に、五十円
未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上五十円未満の端数があるときはこれを五十
円に切り上げるものとする。」の年額とする。

附則第四十二条の次に次の一条を加える。
(刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失つた者の年金たる恩給を受ける
権利の取得)

第四十三条 禁錮以上の刑に処せられ、恩給法第九條又は第五二、二条の規定により恩給を受ける
権利又は資格を失つた公務員で次の各号の一に該当するもの(その処せられた刑が三年(昭和
二十二年五月二日以前にあつては二年)以下の懲役又は禁錮の刑であつた者に限る。)のうち、
その刑に処せられなかつたとしたならば年金たる恩給を受ける権利を有すべきであつた
者又はその遺族は、昭和二十七年十月一日(同日以後次の各号の一に該当するに至つた者)
については、その該当するに至つた日の属する月の翌月の初日(同日以後年金たる恩給を受け
る権利又はこれに基づく扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする)。

一 恩給法(昭和二十二年法律第二十号。同法施行前の恩給に関する法令を含む。)の規定に
より刑の言渡しの効力が失われたものとされた者

二 刑法(明治四十二年法律第四一五号)第二一七条の規定により刑の言渡しの効力が失われた
ものとされた者

2 懲戒又は懲罰の処分により退職し、恩給法第五十一条の規定により恩給を受ける資格を失
つた公務員で、公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和二十七年法律第五十七号)に基づ
き法令(同法施行前の懲戒又は懲罰の免除に関する法令を含む。)の規定により懲戒又は懲罰を
免除されたものうち、当該懲戒又は懲罰の処分がなかつたとしたならば年金たる恩給を受け
る権利を有すべきであつた者又はその遺族は、昭和二十七年十月一日(同日以後懲戒又は
懲罰の免除を受けた者については、その免除を受けた日の属する月の翌月の初日)から、当
該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく扶助料を受ける権利若しくは資格を取得する
ものとする。

3 前二項の規定は、公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべ
き事由に該当した遺族については、適用しないものとする。

附則別表第一を次のように改める。
附則別表第一

階級	仮定俸給年額
大將	八一四、八〇〇
中将	六八一、七〇〇
少将	五三〇、七〇〇
大佐	四四九、六〇〇
中佐	四二三、九〇〇
少佐	三三三、六〇〇
大尉	二六九、五〇〇
中尉	二一〇、六〇〇
少尉	一八五、〇〇〇
准士官	一六二、三〇〇
曹長又は上等兵曹	一三四、五〇〇
軍曹又は一等兵曹	一二八、一〇〇
伍長又は二等兵曹	一一三、一〇〇
兵	一〇八、二〇〇

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第三(中)

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

右に掲げる率により計算した年額が附則第十四条に規定する率がその者と同一である直近下位の階級の者について計算した場合の年額に満たないときにおけるその者の恩給法第七十五条第一項に規定する扶助料の年額は、当該直近下位の階級の者の同条同項に規定する扶助料の年額と同額とする。

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

改める。

附則別表第三(中)

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

右に掲げる率により計算した年額が附則第十四条に規定する率がその者と同一である直近下位の階級の者について計算した場合の年額に満たないときにおけるその者の恩給法第七十五条第一項に規定する扶助料の年額は、当該直近下位の階級の者の同条同項に規定する扶助料の年額と同額とする。

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

改める。

附則別表第四中「二四、〇〇〇円を三三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「二六、〇〇〇円を三五、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円を三〇、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円を二六、〇〇〇円」に、「二五、〇〇〇円を二二、〇〇〇円」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

右に掲げる率により計算した年額が法律第五十五号附則第十四条に規定する率がその者と同一である直近下位の階級の者について計算した場合の年額に満たないときにおけるその者の第三條第二項に規定する扶助料の年額は、当該直近下位の階級の者の同条同項に規定する扶助料の年額と同額とする。

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中恩給法別表第三号表の改正規定及び第二条中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則別表第五の改正規定並びに附則第五条及び附則第七条の規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

(昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた文官等の恩給の年額の改定)

第二条 昭和二十八年十二月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(法律第五十五号附則第十四条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く、以下附則第十四条において同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十四条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。))を除く。以下附則第十四条において同じ。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和三十七年十月一日以降給与事由の生ずるものについては、その給与事由の生じた月の翌月分(同年十月一日以降給与事由の生ずるものについては、その給与事由の生じた月の翌月分)以後、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

一 第二号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額

を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百二十四号。以下「法律第百二十四号」といふ。)附則第四号第一項第二号に掲げる普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

三 法律第百二十二号附則第四号第一項第三号に掲げる普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

第三條 前条の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者(増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を受ける者を除く。)又は扶助料を受ける者(妻及び子を除く。)については、六十才に満ちる日の属する月分まで、改定年額と改定前の年額との差額を停止する。この場合において、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうち年長者が六十才に満ちる月をもつて、その二人が六十才に満ちる月とみなす。

2 前条の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者(増加恩給と併給される普通恩給を受ける者を除く。)又は扶助料を受ける者については、前項の規定によるほか、昭和三十一年六月分(昭和二十八年九月三十日において七十才に満ちてゐる者については昭和三十一年九月分、同年十月一日以後昭和三十一年五月三十一日までの間に七十才に満ちる者については七十才に満ちた日の属する月分)まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

3 第一項後段の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第一項後段の規定中「六十才」とあるのは、「七十才」と読み替へるものとする。

(公務員恩給に関する経過措置)
第四條 昭和三十七年九月三十日において現に増加恩給(第七項の増加恩給を除く。以下本条において同じ。)を受けてゐる者については、同年十月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第七項までの規定による加給の年額を除く。)を改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和三十一年九月三十日以前に給付事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第五條 昭和三十一年六月三十一日以前に給付事由の生じた傷病年金の金額の計算については、なお従前の例による。

第六條 昭和三十一年九月三十日において現に第七項の増加恩給を受けてゐる者については、昭和三十一年十月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和三十一年九月三十日以前に給付事由の生じた第七項の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第七條 昭和三十一年六月三十日において現に傷病年金を受けてゐる者については、同年七月分以降、その年額を改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額(法律第百五十五号において改正前の恩給法第六十五條ノ二第三項の規定の例による加給年額を含む。)に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和三十一年六月三十日以前に給付事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(旧軍人等の恩給の年額の改定)

第八條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受ける者については、昭和三十一年十月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の同法附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 附則第二條第一項ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三條の規定は前項の規定により年額を改定された恩給を受ける者について準用する。

第九條 昭和三十一年九月三十日において現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の規定により扶助料を受けてゐる者については、昭和三十一年十月分以降、その年額を、改正後の同法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 附則第三條の規定は、前項の規定により年額を改定された扶助料を受ける者について準用する。

(昭和二十九年一月一日以後給付事由の生じた文官等の恩給の年額の改定)

第十條 昭和二十九年一月一日以後退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下本条において同じ。)した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、昭和三十一年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けてゐるものについては、同年十月分以降、その年額を、次の各号に規定する俸給の年額(その年額が四十一万四千円以下であるときは、その年額にそれぞれ対応する法律第百二十四号附則別表第一から第三号に掲げる「仮定俸給年額」にそれぞれ対応する附則別表第一から第三号までの仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する)に改定する。

一 昭和二十八年十二月三十一日以前から引き続き在職してゐた公務員又は公務員に準ずる者にあつては、同日において施行されてゐた給付に関する法令(以下「旧給付法令」といふ。)がこれらの者の退職の日まで施行され、かつ、これらの者が同日において占めてゐた官職を要することなく退職してゐたとしたならば、これらの者の旧給付法令の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額

二 昭和二十九年一月一日以後就職した公務員又は公務員に準ずる者にあつては、旧給付法令がこれらの者の退職の日まで施行され、かつ、これらの者が就職の日において占めてゐた官職を要することなく退職してゐたとしたならば、これらの者の旧給付法令の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額

2 附則第二條ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三條の規定は前項の規定により改定された普通恩給及び扶助料を受ける者について準用する。

(増加恩給と併給される普通恩給等の年額の計算についての特例)

第十二条 恩給法第四十六条に規定する普通恩給又は同法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料以外の扶助料についての附則第二条及び前条の規定の適用については、附則第二条及び前条中「仮定俸給年額」とあるのを、「仮定俸給年額に千分の千二百二十四(仮定俸給年額が二万八千二百円以下であるときは千分の千三百三十一、十一万三千五百円であるときは千分の千二百二十九、十一万八千二百円であるときは千分の千二百二十七、十二万三千五百円であるときは千分の千二百二十五)を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)の年額を」とする。

(職権改定)

第十二条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十三条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八条ノ四又は法律第二百二十四号附則第二十条の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

附則別表第一

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
七〇、八〇〇	八六、〇〇〇
七二、六〇〇	八八、三〇〇
七四、四〇〇	九〇、四〇〇
七六、八〇〇	九三、三〇〇
七九、二〇〇	九五、一〇〇
八二、八〇〇	九八、四〇〇
八六、四〇〇	一〇三、二〇〇
九〇、〇〇〇	一〇八、二〇〇
九三、六〇〇	一一三、一〇〇
九七、二〇〇	一一八、二〇〇
一〇〇、八〇〇	一二三、一〇〇
一〇四、四〇〇	一二八、一〇〇
一〇八、〇〇〇	一三三、三〇〇
一一一、六〇〇	一三四、五〇〇
一一五、二〇〇	一三八、二〇〇
一二〇、〇〇〇	一四三、四〇〇
一二四、八〇〇	一四七、八〇〇
一二九、六〇〇	一五二、一〇〇
一三四、四〇〇	一五七、二〇〇

一三九、二〇〇	一六二、三〇〇
一四五、二〇〇	一六七、九〇〇
一五一、二〇〇	一七三、六〇〇
一五七、二〇〇	一八〇、七〇〇
一六〇、七〇〇	一八五、〇〇〇
一六六、七〇〇	一九〇、八〇〇
一七二、六〇〇	一九六、四〇〇
一七八、六〇〇	二〇七、七〇〇
一八二、九〇〇	二一〇、六〇〇
一九〇、一〇〇	二一九、一〇〇
一九八、二〇〇	二三〇、五〇〇
二〇六、四〇〇	二四三、一〇〇
二一四、六〇〇	二四九、五〇〇
二二二、七〇〇	二五五、六〇〇
二三一、一〇〇	二六四、四〇〇
二三六、三〇〇	二六九、五〇〇
二四四、七〇〇	二八四、五〇〇
二五三、九〇〇	二九一、九〇〇
二六三、五〇〇	二九九、六〇〇
二七三、一〇〇	三一四、六〇〇
二八二、七〇〇	三二九、七〇〇
二八六、二〇〇	三三三、六〇〇
二九七、〇〇〇	三四六、〇〇〇
三〇九、〇〇〇	三六三、七〇〇
三二一、〇〇〇	三八一、二〇〇
三三四、二〇〇	三九二、〇〇〇
三四七、四〇〇	四〇二、六〇〇
三五六、六〇〇	四二二、九〇〇
三六九、八〇〇	四四五、三〇〇
三七五、一〇〇	四四九、六〇〇
三九一、〇〇〇	四六六、六〇〇
四〇六、八〇〇	四八八、〇〇〇
四二二、六〇〇	五〇九、四〇〇
四三〇、八〇〇	五三〇、七〇〇
四四七、六〇〇	五四四、一〇〇
四六五、六〇〇	五五八、四〇〇
四八三、六〇〇	五八六、〇〇〇
五〇一、六〇〇	六一三、八〇〇
五一九、六〇〇	六二七、八〇〇

五三七、六〇〇	六四一、四〇〇
五五五、六〇〇	六六九、〇〇〇
五七三、六〇〇	六八一、七〇〇
五九四、〇〇〇	六九六、七〇〇
六一四、四〇〇	七二四、三〇〇
六三四、八〇〇	七五四、四〇〇
六五七、六〇〇	七六九、九〇〇
六八〇、四〇〇	七八四、六〇〇
七〇三、二〇〇	八〇〇、〇〇〇
七二六、〇〇〇	八一四、八〇〇
七五一、二〇〇	八四四、九〇〇
七七六、四〇〇	八七五、〇〇〇
八〇一、六〇〇	八八九、八〇〇
八二八、〇〇〇	九〇五、二〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が七〇、八〇〇円未満の場合においては、その年額に千分の千二百十四を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第二

	恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
(イ) 秘書官 又はその 遺族の恩 給	二二八、〇〇〇 二六九、四〇〇 三〇九、〇〇〇 三五七、〇〇〇 三九二、四〇〇 四三二、〇〇〇 四八〇、〇〇〇 五二八、〇〇〇	二五四、七〇〇 三〇四、五〇〇 三五四、三〇〇 四一〇、一〇〇 四六五、九〇〇 五二二、〇〇〇 五七七、八〇〇 六三三、六〇〇
(ロ) 秘書官 又はその 遺族の恩 給以外の	六三六、〇〇〇 六八四、〇〇〇 七二〇、〇〇〇 七六八、〇〇〇 八六四、〇〇〇 九三六、〇〇〇	七五五、八〇〇 七八八、七〇〇 八一九、一〇〇 八六三、八〇〇 九一九、二〇〇 九九五、八〇〇

附則別表第三

恩給	恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
九八四、〇〇〇	一六〇、七〇〇	一八五、一〇〇
一、〇五六、〇〇〇	一七二、六〇〇	一九六、五〇〇
一、三二〇、〇〇〇	一八一、九〇〇	二〇七、九〇〇
	一九八、二〇〇	二三〇、四〇〇
	二〇六、四〇〇	二四二、七〇〇
	二三一、一〇〇	二七〇、三〇〇
	二五三、九〇〇	二九七、〇〇〇
	二八二、七〇〇	三二九、六〇〇
	二九七、〇〇〇	三四〇、五〇〇
	三二一、〇〇〇	三八二、四〇〇
	三五六、六〇〇	四〇九、六〇〇
	三九一、〇〇〇	四六五、七〇〇
	四二二、六〇〇	五〇六、五〇〇
	四三〇、八〇〇	五一六、三〇〇
	四六五、六〇〇	五五八、九〇〇
	五一九、六〇〇	六二三、五〇〇
	五五五、六〇〇	六六九、三〇〇
	六一四、四〇〇	七二五、〇〇〇
	六八〇、四〇〇	七八五、八〇〇
	七五一、二〇〇	八四六、七〇〇
	八二八、〇〇〇	九〇七、八〇〇
	八六四、〇〇〇	九一九、二〇〇
	九三六、〇〇〇	九九五、八〇〇
	九八四、〇〇〇	一、〇四六、九〇〇
	一、〇五六、〇〇〇	一、一二三、五〇〇
	一、三二〇、〇〇〇	一、四〇四、三〇〇

一、恩給引上げに關する請願（第九三〇号）（第九五一号）（第九五四号）（第九六五号）（第九七〇号）（第九七五号）（第九七六号）（第九七七

上され、百分の二減額規定の廃止、
期間通算長期給付等の実現を図り、
たる三月に予想される退職者等も該

整備して、一貫して國家方針に基づき、総合的な施策を計画実施することがきわめて緊要である。明年度から中堅技術者養成の高等専門學校が発足

二 川島玫瑰外四千八百三十八名
紹介議員 宮澤 喜一君
経済成長による、料金、特価等の値上

派出身内国鉄OB同
 富士支部内 藤田市郎
 外百五十七名
 高瀬莊太郎君
 紹介議員

この請願の趣旨は、第九二六号と同じである。

第九五八号 昭和三十七年一月二十

九日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(十七通)

請願者 愛知県犬山市犬山東專
正寺一 今井太蔵外八
百八十名

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第九二六号と同じである。

第九八一号 昭和三十七年一月三十

日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願

請願者 札幌市北八条東四丁
目 中村立司外二千五
百三十八名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第九二六号と同じである。

第二〇二二号 昭和三十七年一月三

十一日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願

請願者 京都府相模郡加茂町太
字里小字北里二三 早
川弥六外七十四名

紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第九二六号と同じである。

第一〇五四号 昭和三十七年一月三

十一日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願

請願者 茨城県日立市助川町追
川町一ノ三 佐藤哲郎
外百十九名

紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第九二六号と同じである。

第一〇七一号 昭和三十七年二月一

日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願

請願者 福井県南条郡今庄町今
三 斎藤徳治郎外三百
三十名

第九五二号 昭和三十七年一月二十

九日受理
恩給受給者の処遇改善に關する請願

請願者 大分市金池町三、〇九
一ノ五五分県恩連盟
内 大崎貞雄外四万千
五百四十二名

紹介議員 後藤 義隆君
今回の予算編成において、遺族等は二
万四千四百ベースに、生存者は二万
ベースに、増額を決定せられたことは
感謝に堪えないところであるが、今
の実施は、四年計画で老年者さえ、
当初二年は半額増に過ぎず、このよ
うな長期細切計画では、公務員との開
七千円の額差はたまたまにして増大
し、恩給生活者は永久に恵まれない
環境におかれることは必定であるか
ら、政府はさる第三十八回国会参議院
の附帯決議において「政府は恩給及び
年金受給者の処遇について適時所要の
改善を実施する適切な措置を講ずべ
きである」との趣旨に基づき、すみや
かに人事院の審議機関を設けて、恩給
受給者は現公務員と同様適時適当な給
与を受け得る安定した立場を確立する
ため、昭和三十七年度に立法措置を講
ぜられたいとの請願。

第九五五号 昭和三十七年一月二二

九日受理
恩給受給者等の処遇改善に關する請願

請願者 新潟県小千谷市大字神
生乙七七七 岩淵賢治
外千七百七十九名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第九六六号 昭和三十七年一月三十

日受理
恩給受給者等の処遇改善に關する請願

請願者 山形県東村山郡豊栄村
高崎軍恩全連高崎支部
内 石山久一郎
勇君

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第九七二号 昭和三十七年一月三十

日受理
恩給受給者等の処遇改善に關する請願

請願者 愛知県春日井市島居松
町二ノ四四四愛知県旧
軍人恩給連合会内 飯
田栄外三千三百七十六
名

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九三三三号 昭和三十七年一月二二

九日受理
恩給受給者等の処遇改善に關する請願

請願者 熊本県上益城郡矢部町
大字城平三三八 片山
一利外五千六百七十七名

紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

請願者 鹿児島県大口市山野三、二五四 川平勲外二百七名
紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第九二二号 昭和三十七年一月三十日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 鳥取県米子市内町七五 鳥取県軍恩連盟内 西海賢治外一万五千八百六十四名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第九七三号 昭和三十七年一月三十日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 福井市御本丸町一丁目 福井県軍恩(温交)会内 小林修治郎外一万三千五百五十六名
紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第九七四号 昭和三十七年一月三十日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 宮崎市別府町一五宮崎県軍人恩給連盟内 中村肇外八千五百六十七名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇二〇号 昭和三十七年一月三十日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町一、〇七二ノ五 千田 静飛外二千七百十名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇二三号 昭和三十七年一月三十日受理
恩給、受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字赤水四二七 大洲 喬外千四百四十八名
紹介議員 谷口 弥三郎君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇二四号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 奈良市高畑陽柳井町五 六三 堀之内新蔵外二千八百六十八名
紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇二五号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 岩手県久慈市本町五ノ一六 森員兼五郎外八千二百九十六名
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。
第一〇二六号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 福島県伊達郡国見町大字藤田字堤下一六 樋口清三外四万八千八百九十一名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇三一号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 高知市西町九七高知県軍恩連盟内 山本健児外一万二千九百二十五名
紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇三二号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 群馬県前橋市川原町四七六群馬県軍恩連盟勢多地区連合支部内 青木治郎外二十万九百四十七名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇三三三号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 青森市大字初町五一 三津武太郎外九千三百八十名
紹介議員 佐藤 尚武君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇三四号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 愛知県春日井市島居松町二ノ四四愛知県旧軍人恩給連合会松井支部内 松井勇外千七百七十七名
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇三五号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 山形県上山市金生二六 尾形四郎外四千六百七十六名
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇四九号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

請願者 兵庫縣姫路市堺町二兵
庫恩恩連盟内 久保
田瀬外一万九千九百九十九名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇五〇号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 秋田県仙北郡千畑村和
屋字街道東 高橋惣三
郎外千九百五十一名
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇五一号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 岐阜県恵那市東野四四
六岐阜恩恵那軍恩支部
内 千藤茂美外二千六
十二名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇五二号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 愛知県小牧市大字二重
堀九五六 稲垣鏡一外
四千七百三十九名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇五三号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 生賀市上多布施町緑小
路 嘉村達次郎外一万
二千九百八十三名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇六六号 昭和三十七年一月三十一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 岐阜県東加賀郡笠松町美
笠通二ノ一 加藤助
一外千七百八十七名
紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇七〇号 昭和三十七年二月一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 徳島県阿波郡阿波町
川端憲一外千四百三十三
七名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇八二号 昭和三十七年二月一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 長野県上高井郡小布施
町二、四五〇軍恩連盟
須高連合支部内 高沢

第一〇八四号 昭和三十七年二月一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 愛知県春日井市島居松
町二ノ四四四愛知恩恵
軍人恩給連合会一宮支
部内 松井重明外千四
百三十三名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇八五号 昭和三十七年二月一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 埼玉県深谷市本町六
五 中島忠雄外五千百
六十九名
紹介議員 上原 正吉君

第一〇八六号 昭和三十七年二月一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 愛知県春日井市島居松
町二ノ四四四愛知恩恵
軍人恩給連合会内 田
中秋雄外二千七百十七
名
紹介議員 大谷 資雄君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第一〇八七号 昭和三十七年二月一日受理
恩給受給者等の処遇改善に関する請願
請願者 岐阜県多治見市本町一
ノ二八 加藤篤彦外千
五百四十一名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第九二七号と同じである。

第九三〇号 昭和三十七年一月二二
九日受理
恩給引上げに関する請願(十三通)
請願者 鹿児島県川内市永利町
四、九三三 寺田繁外
二千八百三十三名
紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九五四号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願(二十三通)
請願者 鹿児島市皆与志町 米
倉雄吉外五千六百三十
一名
紹介議員 田中 茂雄君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九六五号 昭和三十七年一月三十
日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 鹿児島県熊毛郡中種子
町野間一、五八三 向
田林故外二千六百六十名
紹介議員 西郷吉之助君

第九五一号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九五二号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九五三号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九五四号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九五五号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九五六号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九五七号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九五八号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

た附帯決議のうち、政府は恩給及び各
種年金受給者の処遇について、適時所
要の改善を実施し、よりすみやかに
適切な措置を講ずべきであるとの趣旨
は、早急に制度化し、これによつて、
恩給受給者も現職公務員同様、適等適
正な給付を受ける安定した立場を確
保できるように時段的配慮をせられたい
との請願。

第九五九号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九六〇号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九六一号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九六二号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九六三号 昭和三十七年一月二十
九日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市浜乃木町
高根良軍人恩給連盟
内 岡崎清三郎外一万
五千四百二十二名
紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九七〇号 昭和三十一年一月三十日受理

恩給引上げに関する請願(九通)
請願者 栃木県芳賀郡二宮町大字物井四三六栃木県軍
恩連盟二宮支部内 猪
野正四郎外三千四百十
三名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九七五号 昭和三十一年一月三十日受理

恩給引上げに関する請願
請願者 島根県松江市奥谷町
遠藤房俊外六百一十一
名

紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九七六号 昭和三十一年一月三十日受理

恩給引上げに関する請願(二通)
請願者 鹿児島県薩摩郡高城町
林鹿一、〇二〇 川畑
武雄外四百十四名

紹介議員 高野 一夫君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九七七号 昭和三十一年一月三十日受理

恩給引上げに関する請願(九通)
請願者 鹿児島県日置郡金峰町
池辺二、八一四鹿見高

県軍恩同志会田布施支部内 小山貞雄外三千二百四名

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九七二号 昭和三十一年二月一日受理

恩給引上げに関する請願(二十六通)
請願者 鹿児島県薩摩郡大隅町
日野七、三八六 徳丸
実外九千九百八十九名

紹介議員 谷口 慶吉君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九七八号 昭和三十一年二月一日受理

恩給引上げに関する請願(六通)
請願者 鹿児島県日置郡東市来
町美山一、四七九鹿児島
県軍恩同志会美山支
隊内 勝日厚外千七百
三十七名

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九八一号 昭和三十一年二月一日受理

恩給引上げに関する請願(八通)
請願者 栃木市吹上町四一〇
大竹久一外二千七百九
十七名

紹介議員 湯澤三千男君
この請願の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九三四号 昭和三十一年一月二十九日受理

金し勲章年金受給者の処遇に関する請願
請願者 鹿児島県薩摩郡入来町
副田六、八〇八 斧淵
彰正外十六名

紹介議員 西郷吉之助君
旧金し勲章年金受給者に関する特別措置法案の内容をみると、従来の年金受給者だけの処遇になつており、一時金受給者に対する賜金証書は交付しただけで今日まで不払いとなつてゐるに、これについてならその処遇がなされておらず、まことに不合理であるから、(一)金し勲章の年金一時金受給者の処遇は区別することなく、必ず一律に措置すること、(二)本請願を始めてから幾多の老齢者は、年金が一時金受給でもと悲願を懸えながら毎日死没してゐる現状はまさに悲痛のきわみであるから、これら死没者に対しても一定期間をさかのぼり、その遺族に於いて受給の資格を与えること等を本国会において追加規定し、これがすみやかに実施されるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第九八二号 昭和三十一年一月三十日受理

恩給、扶助料受給者の処遇改善に関する請願
請願者 大阪府阿倍野区昭和町
中四丁目二八 城戸節
大川 光三君

紹介議員 大川 光三君
恩給、扶助料受給者の処遇改善のため、恩給、扶助料の給与ペースを国家公務員の現行給与ペースと均衡のとれ

た線まで引き上げること、昭和三十一年度において必ず実現せられるとともに、第三十八回国会において、恩給法の一部を改正する法律案が参議院通過の際にわたれた附帯決議のうち、政府は恩給及び各種年金受給者の処遇について適時所要の改善を実施し得るよう、すみやかに適切な措置を講ずべきであるとの趣旨を早急に法制化せられたいとの請願。

第九九七号 昭和三十一年一月三十日受理

新潟県浦川原村の旧下保倉村地区の寒冷地手当引上げに関する請願
請願者 新潟県東頸城郡浦川原村大字横住一、八四〇
塩崎隆太郎外十二名
小柳 牧衛君 清澤
俊英君 佐藤 芳男君
武内 五郎君

紹介議員 小柳 牧衛君
新潟県浦川原村は、雪の新潟県で連年の孤立といわれる東頸城郡の西端にあつて、全村が完全に東頸城山脈に位置し、深雪、寒冷であることは、郡内の他の町村と全く同一であるにもかかわらず本村旧下保倉地区だけが寒冷地給四級地として取り残されてゐるが、自然的、経済的に寒冷、豪雪による被害と労苦は全く他の五級地と同一であるから、すみやかに旧下保倉地区の寒冷地給を五級地に引き上げられたいとの請願。

第九九八号 昭和三十一年一月三十日受理

福岡県糸島郡内の公務員暫定手当地域は正に關する請願
請願者 福岡県糸島郡志免町
長小串清外十七名

紹介議員 吉田 法晴君
国家公務員並に地方公務員に給与の一部として支給されてゐる暫定手当は、従来地域手当として支給されてゐたものを、将来本俸に繰り入れることで暫定手当として改正されたものであるが、いまだに地域によつての格差が改正されないため、福岡市の東部に隣接する糸島郡は、生活水準においても福岡市と全く同一条件下にありながら、福岡市の四級地に対し、三級地(志免、宇美、志賀)二級地(古賀、須恵)一級地(粕屋、篠栗、新宮)無級地(久山)等の各級地に指定されておられ、行政上はもちろんのこと、教職員の異動等においても多入の支障をきたしてゐるから、本地域の特殊性を考慮の上、各町共三級地に引き上げられたいとの請願。

第九九九号 昭和三十一年二月一日受理

恩給引上げ等に関する請願
請願者 東京都世田谷区世田谷
一ノ九八二 宇佐美興
屋

紹介議員 紅露 みつ君
昭和二十八年旧軍人に関する恩給が復活し、その後数回の改正が行なわれたが、いまだ、恩給を給することの趣旨にそわない状態にあるから、(一)抑制低下されている仮定俸給率俸を元の号俸に準じ引きもとすこと、(二)軍人に関する恩給年額の基礎となる仮定俸給額を現職の一般公務員の給与改善に準じ、引き上げること、(三)昭和二十三年六月以前に退職した公務員の給与改

善に準じ仮定率給額を是正すること、
(四)恩給年額計算の基礎に職年に職務加算年数を算入すること、(五)傷病等差査定基準(恩給法別表第一号表の二及び三)を改正すること、(六)傷病賜金受給者の後重症の請求権を認めること、(七)傷病恩給額を増額すること、(八)傷病恩給受給者の扶養家族加給を全員に對し、人当り四千八百円の額を支給すること、及び傷病年金受給者に對しても同様家族加給を支給すること、(九)恩給と国民年金その他各種の福祉年金と併給すること等について昭和三十一年度から処理できるよう善処せられたとの請願。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

港灣労働等対策審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に應じて港灣労働その他港灣関係問題に関する重要事項を調査審議すること。
交通基本問題調査会	内閣総理大臣の諮問に應じて総合的な陸上交通施策に関する基本的事項を調査審議すること。
補助金等合理化審議会	内閣総理大臣の諮問に應じて、国及び地方財政全般の見地から、補助金、負担金、交付金等国の地方公共団体に対する財源の交付に関する諸制度の合理化問題を調査審議すること。
輸出會議	輸出入(海運、航空及び観光)に関する貿易外の受取を伴う役務の提供を含む。以下この項において同(一)に係る施策、輸出入の目標その他輸出に関する重要事項のうち、関係行政機関相互の連絡調整を必要とするものについて調査審議すること。

第二十三条中「二千四百八十一人」を「四千二十九人」に改める。

一、總理府設置法等の一部を改正する法律案

總理府設置法等の一部を改正する法律案

總理府設置法等の一部を改正する法律案

(總理府設置法の一部改正)

第一条 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中「縣制度調査会、固定資産評価制度調査会、農林漁業基本問題調査会、公營競技調査会及び町名地番制度調査会」の項を削り、同表税制調査会の項目的の欄中「重要事項を」を「基本的事項」に改め、同表中臨時行政調査会の項の次に次のように加える。

4 第十五条第一項の表に掲げる附屬機關のうち、産業災害防止対策審議会、港灣労働等対策審議会、交通基本問題調査会及び補助金等合理化審議会は、昭和三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二十三条に規定する定員は、千二十九人のうち百二十五人は、昭和三十一年三月三十一日までのものとする。

(青少年問題協議会設置法の一部改正)

第二条 青少年問題協議会設置法(昭和二十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第九條中「都道府県」の下に、及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市を、当該都道府県青少年問題協議会の下に、及び市青少年問題協議会を加える。

(同和对策審議会設置法の一部改正)

第三条 同和对策審議会設置法(昭和三十一年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「二年を」四年に改める。

(官内庁法の一部改正)

第四条 官内庁法(昭和二十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

1	(内閣法の一部改正) 第五条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。 第十六条第一項中「七十人」を「七十二人」に改める。 (法制局設置法の一部改正) 第六条 法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 「法制局」を「内閣法制局」に改める。 第二条第一項中「法制局長官」を「内閣法制局長官」に改める。 第四条第一項中「三部」を「四部」に、「第三部」を「第四部」に改める。 第五条第一項中「法制局次長一人及び法制局参事官、法制局事務官」を「内閣法制次長一人及び内閣法制局参事官、内閣法制局事務官」に改める。 第六条中「六十五人」を「六十九人」に改める。 附則 (施行期日) この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、第六条及び附則第四項から第十項までの規定は、昭和三十一年七月一日から施行する。 (経過規定) 改正後の總理府設置法第十五条第一項の規定により置かれる税制調査会は、昭和三十一年四月一日
2	以降新たに設置されるものとする。
3	法制局の定員は、法制局設置法第六條の規定にかかわらず、昭和三十一年六月二十日までの間は、長官及び次長を除くほか、六十六人とする。
4	第六條の規定の施行前における法制局及びその職員は、改正後の内閣法制局設置法の規定に基づき、相当の機關及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
5	(國家公務員法等の一部改正) 次に掲げる規定中「法制局長官」を「内閣法制局長官」に改める。 一 國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二号)第二条第三項第五号 二 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第四号の三及び別表第一 三 國家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第四十七号)第十条第一号 四 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。
6	第二条第三項、第三条の二及び附則第五條中「法制局参事官」の下に、「内閣法制局参事官」を加える。
7	國立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部法制局図書館の項を次のように改める。

国立国会図書館支部 内閣法制局図書館

8 弁護士法（昭和二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五号第二号中「法務研修所」を「法務総合研究所」に、「法制局参事官」を「内閣法制局参事官」に改める。

9 改正後の弁護士法第五条の規定の適用については、第六条の規定の施行前における法務研修所の教官の在職は法務総合研究所の教官の在職と、法制局参事官の在職は内閣法制局参事官の在職とみなす。

10 採取貴金属等の処理に関する法律（昭和二十四年法律第三十五号）の一部の次のように改正する。

第二十四条第一項第一号を次のように改める。

一 内閣法制次長

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律

（防衛庁設置法の一部改正）

第一条 防衛庁設置法（昭和二十九

目次中第六款 職員第三十九条、第四十一

「第三節 防衛施設庁

第二節 内部部局（第四十二条、第四十三

第四十一條の二）を

第三節 防衛施設庁（第四十二条、第四十三

第四款 地方支分部局（第五十二條、第五十七

第五款 職員（第五十八條、第六十一條）

に、第三章 国防会議（第四十二條、第四十三條）を第三章 国防会議（第

六十二條、第六十三條）に改める。

「左の二を次の二に、の外」を「の

ほか」に改める。

第一条中「且つ」を「かつ」に改め

る。

第三条第一項中「防衛庁長官」の下に「（本章第三節を除き、以下

「長官」という。）を加え、同条第

二項及び第三項を削る。

第四条第二項を次のように改め

る。

2 防衛庁は、前項に規定する任

務のほか、条約に基づく外軍軍

隊の駐留及び日本国とアメリカ

合衆国との間の相互防衛援助協

定（以下「相互防衛援助協定」と

いう。）の規定に基づくアメリカ

合衆国政府の責務の本邦におけ

る遂行に伴う事務その他の行政機

関の所掌に属しないものを行な

うことを任務とする。

第五条各号列記以外の部分中

「左の二を次の二に、（但し）を「た

だし」に改め、同条第二十二号を

次のように改める。

二十二 条約に基づいて日本国

にある外軍軍隊（以下「駐留

軍」という。）に対して施設及

年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五項（四）の規定により同項の

他の規定の適用を受けない損

害の賠償の請求について、あ

つせんその他必要な援助を行

なうこと。

二十七 相互防衛援助協定附

書G第二項の規定に基づき、

不動産、備品、需品及び役務

をアメリカ合衆国政府の使用

に供すること。

二十八 特別調達資金設置令

（昭和二十六年政令第二百五

号）第一条に規定する特別調

達資金（以下第四十四条にお

いて「特別調達資金」という。）

の運営を行なうこと。

二十九 駐留軍及び相互防衛援

助協定に規定するアメリカ合

衆国政府の責務を本邦におい

て遂行する同国政府の職員

（以下「駐留軍等」という。）に

よる又はそのための調達に関

する契約から生ずる紛争の処

理を行なうこと。

三十 駐留軍関係離職者等臨時

措置法（昭和三十三年法律第

百五十八号）の規定により、

特別給付金を支給すること。

三十一 連合国占領軍等の行為

等による被害者等に対する給

付金の支給に関する法律（昭

和三十六年法律第二百十五

号）の規定により、給付金を

支給すること。

第七條第一項中、「政務次官及

び調達庁の職員」と及び政務次

官に、「二十六万八千三百三十三

万九千九百九十一人、防衛施設庁にあつ

ては三千三百八十七人」に改め、

同条第二項中「前項」の下に、の本

庁を加え、「二万二千九百七十八人

を「三万三千二百九十一人」に、

「三万八千三百三十七人」を「三万

九千九百九十一人」に、「二十四万二千

九人」を「二十四万三千九百二十三

人」に改め、同条に次の一項を加

える。

二十八 特別調達資金設置令

（昭和二十六年政令第二百五

号）第一条に規定する特別調

達資金（以下第四十四条にお

いて「特別調達資金」という。）

の運営を行なうこと。

二十九 駐留軍及び相互防衛援

助協定に規定するアメリカ合

衆国政府の責務を本邦におい

て遂行する同国政府の職員

（以下「駐留軍等」という。）に

よる又はそのための調達に関

する契約から生ずる紛争の処

理を行なうこと。

三十 駐留軍関係離職者等臨時

措置法（昭和三十三年法律第

百五十八号）の規定により、

特別給付金を支給すること。

三十一 連合国占領軍等の行為

等による被害者等に対する給

付金の支給に関する法律（昭

和三十六年法律第二百十五

号）の規定により、給付金を

支給すること。

第七條第一項中、「政務次官及

び調達庁の職員」と及び政務次

官に、「二十六万八千三百三十三

人を「二十七万三千五百七十八人

とし、うち本庁にあつては二二七

万九千九百九十一人、防衛施設庁にあつ

ては三千三百八十七人」に改め、

同条第二項中「前項」の下に、の本

庁を加え、「二万二千九百七十八人

を「三万三千二百九十一人」に、

「三万八千三百三十七人」を「三万

九千九百九十一人」に、「二十四万二千

九人」を「二十四万三千九百二十三

人」に改め、同条に次の一項を加

える。

3 第一項の防衛施設庁の職員の定

員のうち、百二十人は、労務部に

置かれるものとする。

第九條第一項中「九人」を「十人」

に改める。

第十四條の二第二号中「（自衛隊

に係るものに限る。以下次号にお

いて同じ）」を削る。

第十五條第一号中「（自衛隊に係

るものに限る。以下次号及び第三

号において同じ）」を削り、同条

第二号中「物品の会計」を「物品及

び行政財産の管理」に改め、同条

第三号を次のように改め、同条第

四号を削る。

三 施設の取得、維持及び管理

の基本並びに施設の使用に關

する基本に關すること。

第十六條第一号中「（自衛隊に係

るものに限る。以下次号において

同じ）」を削る。

第三十條中「置く外」を「置くほ

か」に改める。

第三十一條中「建設本部

調達実施本部」を

「調達実施本部」に改める。

第三十五條を次のように改め

る。

第三十五條 削除

第三十七条第一項中「建設本部及び」を削る。

第三十八条第一項中「建設本部」を削る。

第四十三、三三三を第六十二、三三三とし、第四十二、三三三を第六十二、三三三とし、第三節を削り、第四十一、三三三中「本庁」を「防衛庁」に改め、「職員」の下に「防衛施設庁の総務部に置かれる留停官及び防衛施設庁の勤務部に勤務する職員（以下この条において「留停官等」という。）並びに中央調達不動産審議会、被書者給付金審査会及び地方調達不動産審議会の委員（以下この条において「審議会等」という。）を除く。」を加え、同条に次の二項を加え、同条を第六十一、三三三とする。

2 留停官等の任免は、防衛施設庁長官が行なう。

3 前項に規定するもののほか、留停官等及び審議会等の委員の任免、分派、懲戒、服務その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。

第四十、三三三を第六十、三三三とし、第三十九、三三三を第五十九、三三三とし、「第六款職員」を削り、同条の前に次の節名を加える。

第四節 職員
第二節の次に次の一節を加える。

第三節 防衛施設庁
第一款 通則

（設置）
第三十九、三三三 国家行政組織法第三十三、三三三項ただし書の規定に基づ

いて、防衛庁の機関として、防衛施設庁を置く。

（長官）
第四十、三三三 防衛施設庁の長は、防衛施設庁長官とする。

2 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の所掌事務について、防衛庁長官を経由し、内閣総理大臣に對し、案を呈する。国家行政組織法第三十二、三三三第一項の命令を発することを求めることができる。

（防衛施設庁の任務及び権限）
第四十一、三三三 防衛施設庁は、防衛庁長官の定めるところにより自衛隊の施設の取得及びこれに関する事務、建設工事の実施並びに自衛隊の施設に供される行政財産の管理を行なうとともに、第四十、三三三第二項に規定する事務を行なうことを任務とする。

2 防衛施設庁は、その所掌事務を遂行するため、第五十、三三三第一号から第三十一、三三三号まで及び第二十、三三三号から第三十一、三三三号までに掲げる権限並びにその他法律（これに基づく命令を含む。）に基づき防衛施設庁に属せられた権限を行使する。

（内部部局）
第四十二、三三三 防衛施設庁に、次の四部を置く。

総務部
施設部
建設部
勤務部

（特別な職）
第四十三、三三三 防衛施設庁に、次長一人を置く。次長は、防衛施設

庁長官を助け、庁務を整理する。

2 防衛施設庁に、技術審議官一人を置く。技術審議官は、防衛施設庁長官を助け、庁務のうち技術に係る事項を総括整理する。

3 総務部に、留停官一人を置く。留停官は、命を受け、次条第二十、三三三に規定する事務をつかさどる。

（総務部の所掌事務）
第四十四、三三三 総務部においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関する事項。
二 防衛施設庁長官の官印及び庁印の保管に関する事項。
三 公文書の授受、発送、編纂及び保管に関する事項。
四 各部局及び機関との連絡調整に関する事項。
五 組織及び運営に関する事項。

六 法令案その他の文書の審査に関する事項。
七 広報に関する事項。
八 職員の仕事に関する事項。
九 職員の福利厚生及び保健衛生に関する事項。
十 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関する事項。

十一 物品の取得及び管理に関する事項。
十二 特別調達資金の経理に関する事項。
十三 監査に関する事項。
十四 渉外事務に関する事項。
十五 合衆国軍協定第十八、三三三及び国連軍協定第十八、三三三の規定

に基づき調達の処理に関する事項。

十六 合衆国軍協定第十八、三三三第五、三三三の規定により同項の他の規定の適用を受けたい損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関する事項。

十七 相互防衛援助協定附屬書G第二項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関する事項。

十八 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達に関する事項。
十九 駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関する事項。

二十 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関する事項。
二十一 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の規定による給付金に関する事項。

二十二 前各号に掲げるもののほか、防衛施設庁の所掌事務で他の部の所掌に属しないものに関する事項。

（施設部の所掌事務）
第四十五、三三三 施設部においては、次の事務をつかさどる。

二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供に関する事項。

三 駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関する事項。

四 相互防衛援助協定附屬書G第二項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する不動産及び備品の調達、提供及び管理に関する事項。

五 自衛隊法第五、三三三第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事項。

六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二十四、三三三）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事項。

七 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二十四、三三三）第一条第一項の規定による損失の補償に関する事項。

（建設部の所掌事務）
第四十六、三三三 建設部においては、次の事務をつかさどる。

一 建設工事の実施に関する事項。

二 防衛の用に供する施設の工事に關する調査及び研究に關すること。

(勞務部の所掌事務)

第四十七條 勞務部においては、次の事務をつかさどる。

一 駐留軍等及び諸機關のために勞務に服する者(以下「駐留軍等勞務者」といふ。)の輸入、提供、解雇及び勞務管理に關すること。

二 駐留軍等勞務者の給与に關すること。

三 駐留軍等勞務者の福利厚生に關すること。

四 駐留軍等離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に關すること。

(委任規定)

第四十八條 防衛施設庁長官の権限で前各号に掲げる事務に係るものは、政令で定めるところにより、その一部を所屬府県知事に委任することができる。

第三款 附屬機關

第四十九條 防衛施設庁に、附屬機關として、中央調達不動産審議會、議會及び被害者給付金審査會を置く。

(中央調達不動産審議會)

第五十條 中央調達不動産審議會は、防衛施設庁長官の諮問に應じ、次に掲げる事項について基準その他一般的事項を調査審議する機關とする。

一 駐留軍の使用に供する不動産及びこれに關する不動産の評価

二 日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約に基つき日本國にあるアメリカ合衆國の軍隊の水面の使用に伴う船舶の操業制限等に關する法律の規定による損失の補償

三 日本國に駐留するアメリカ合衆國軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律の規定による損失の補償

四 中央調達不動産審議會は、日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基つき施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法(昭和二十七年法律第四十號)第十二條第二項の規定による内閣總理大臣の諮問に應じ、意見を述べることが出来る。

五 中央調達不動産審議會は、委員二十三人以内で組織する。

六 委員は、閣僚行政機關の職員及び第一項各号に掲げる事項に關し學識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、會長一人を置く。

七 會長は、會務を總理する。

八 前各項に定めるもののほか、中央調達不動産審議會の組織、所掌事務、委員の任期その他中

央調達不動産審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

(被害者給付金審査會)

第五十一條 被害者給付金審査會の権限、組織その他の事項については、連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律の定めるところによる。

第三款 地方支分部局

(防衛施設局)

第五十二條 防衛施設庁の地方支分部局として、防衛施設局を置く。

(所掌事務)

第五十三條 防衛施設局は、防衛施設庁の所掌事務を分掌する。(名称、位置、管轄区域及び内部組織)

第五十四條 防衛施設局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

2 防衛施設局の内部組織は、總理府令で定める。

(附屬機關)

第五十五條 防衛施設局に、附屬機關として、地方調達不動産審議會を置く。

6 地方調達不動産審議會に、學識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、會長一人を置く。

5 委員は、非常勤とする。

名 稱 位 置 管 轄 区 域

札幌防衛施設局	札幌市	北海道
仙台防衛施設局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京防衛施設局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 長野県 山梨県 静岡県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
大阪防衛施設局	大阪市	
名古屋防衛施設局	名古屋市	
横濱防衛施設局	横浜市	
名古屋防衛施設局	名古屋市	
福岡防衛施設局	福岡市	

7 會長は、會務を總理する。

8 前各号に定めるもののほか、地方調達不動産審議會の組織、所掌事務、委員の任期その他地方調達不動産審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

(支局その他の機關)

第五十六條 防衛施設局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、支局その他の機關を置く。

2 前項の支局その他の機關の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、總理府令で定める。

(事務の委任)

第五十七條 防衛施設局長官は、防衛施設局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機關の長に行なわせることができる。

(自衛隊法の一部改正)

第二條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五號)の一部を次のように改正する。

第五十八條 防衛施設庁に、自衛官、事務官、技官その他所要の職員を置くことができる。

附則第四項中「調達施設設置法第三條第四号」を「第四十四條第十七号及び第四十五條第四号」に改め、「日本國とアメリカ合衆國との間の」を削る。

附則第五項を削り、附則第六項中「第四條を」を「前項に改め、同項を附則第五項とし、附則第七項から附則第十八項までを一項ずつ繰り下げる。

二五

「の外」を「のほか」に、「至し」を「たゞし」に、「左の」を「次の」に、「因り」を「より」に、「損害」を「たゞし」に改める。

第二条第一項中「航空自衛隊の下に並びに防衛施設庁（総務部に置かれる副官、勤務部及び防衛機関を除く）」を加え、同条第三項中「第七條第一項に規定する職員の下に（防衛施設庁の総務部に置かれる副官、防衛施設庁の勤務部に勤務する職員並びに中央調達不動産審議会、被害者給付金審査会及び地方調達不動産審議会の委員を除く）」を加える。

第五条第一項中「若しくは自衛隊の部隊若しくは機関」を、「自衛隊の部隊若しくは機関若しくは防衛施設庁の地方支分部局」に改める。

第二十条第一項中「管制教育団を削り、同条第六項を削る。

第二十条の七を削る。

第二十条の八中「保安管制氣象図及び管制教育団」と及び「保安管制氣象図」に改め、同条を第二十条の七とする。

第二十一条第一項中「保安管制氣象図及び管制教育団」と及び「保安管制氣象図」に改め、同条を第二十条の七とする。

第二十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条

第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、航空自衛隊の機長として、術科教育本部を置くことができる。

第二十五条に次の一項を加える。

5 政令で定める航空自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに当たっては、術科教育本部長の指揮監督を受けるものとする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（術科教育本部）

第二十七条の二 術科教育本部においては、航空自衛隊における術科教育（航空機の操縦に要する教育以外の技術教育をいう。以下本条において同じ。）の実施の企画及び総合調整並びに術科教育を行なう学校の管理を行なう。

2 術科教育本部に、術科教育本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 術科教育本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌理する。

第二十八条中又は「病院長」を「病院長又は術科教育本部長」と、「又は院務」を「院務又は部務」に改める。

第三十一条の見出しを「（任命権者及び人事管理の基準）」に改め、同条中「長官又はその委任を受けた者」の下に「防衛施設庁の職員である職員（防衛施設庁長官及び自衛官を除く。）については、防衛

施設庁長官又はその委任を受けた者」を加え、同条に次の一項を加える。

2 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準は、長官が定める。

第四十条中「長官又はその委任を受けた者」を「第三十一条一項の規定により隊員の退職について権限を有する者に改める。

第四十四条第四項中「長官又はその委任を受けた者」を「第三十一条第一項の規定により隊員の復職について権限を有する者に改める。

第四十八條の次に次の一条を加える。

（審査請求の特例）

第四十八條の一 隊員は、防衛施設庁長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛施設庁長官に対して審査請求することができる。

2 防衛施設庁長官の委任を受けた者により隊員がその意に反して降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛施設庁長官に対して審査請求を受けることができる。

第六十一条第一項中「除く外」を「除くほか」に改める。

第六十六条第二項中「一万七千人」を「二万九千人」に改める。

第七十一条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官が心身の故障その他正当な事由により指定の日時に、指定の場所に出頭することができない旨を申し出た場合又は訓練招集に応じ出頭した予備自衛官についてこれらの事由があると認める場合においては、長官は、政令で定めるところにより、訓練招集命令を取り消し、又は変更することができる。

第八十八條第二項中「日」を「かつ」に改める。

第九十条第一項第一号及び第二号中「使用する外」を「使用するほか」に改める。

第九十二条第一項中「行使する外」を「行使するほか」に改める。

第九十五条第一項中「訓練の下に」及び「試験研究」を加える。

別表第一中「北海道札幌都農平町」を「札幌市」に改める。

別表第三第七航空団の項中「宮城真木町」を「宮城玉川町」に改め、同表中「管制教育団」の項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「左の」を「次の」に、「の外」を「のほか」に改める改正規定、防衛施設法第一条の改正規定、同法第五條の改正規定（各号列記以外の部分を除く）に限る。同法第七條の改正規定（同条に一項を加える部分を除く）及び同法第三

十條の改正規定並びに第二條中「の外」を「のほか」に改める等の改正規定、自衛隊法第六十六條第二項、第七十一条第四項、第八十八條第二項、第九十条第一項、第九十二条第一項、第九十五条第一項及び別表第一の改正規定並びに別表第三第七航空団の項の改正規定は、公布の日から施行し、第二條中自衛隊法第四十八條の次に一條を加える改正規定は、第一條中防衛施設庁の設置に係る規定の施行の日（以下「防衛施設庁の設置の日」といふ。）において行政不服審査法（昭和 年法律第 号）がすでに施行されている場合にあつては防衛施設庁の設置の日から、防衛施設庁の設置の日において同法がまだ施行されていない場合にあつては同法の施行の日から施行する。

2 （調達庁設置法の廃止）

調達庁設置法（昭和二十四年法律第二十九号。以下次項において「旧法」といふ。）は、廃止する。（旧法の効力）

3 旧法の施行の際同法附則第二項ただし書の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員となつた者に対する同法又は厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の規定の適用については、旧法附則第六項及び附則第七項の規定は、なおその効力を有する。

4 （定員に関する経過規定）

防衛施設庁の設置の日（前項までの項は、この法律により改正後の防衛施設法第七條第一項中

防衛施設庁の設置の日（前項までの項は、この法律により改正後の防衛施設法第七條第一項中

防衛施設庁の設置の日（前項までの項は、この法律により改正後の防衛施設法第七條第一項中

防衛施設庁の設置の日（前項までの項は、この法律により改正後の防衛施設法第七條第一項中

防衛施設庁の設置の日（前項までの項は、この法律により改正後の防衛施設法第七條第一項中

防衛施設庁の設置の日（前項までの項は、この法律により改正後の防衛施設法第七條第一項中

防衛施設庁の設置の日（前項までの項は、この法律により改正後の防衛施設法第七條第一項中

防衛施設庁の設置の日（前項までの項は、この法律により改正後の防衛施設法第七條第一項中

防衛施設庁の設置の日（前項までの項は、この法律により改正後の防衛施設法第七條第一項中

防衛施設庁の設置の日（前項までの項は、この法律により改正後の防衛施設法第七條第一項中

「及び政務次官」とあるのは、「政務次官及び調達庁の職員」と、「二十七万三千五百七十八人」といふ、うち本庁にあつては二十七万九千九百九十一人、防衛施設庁にあつては三千三百八十七人」とあるのは「二十七万九千九百九十一人」と、同条第二項「前項の本庁」とあるのは「前項」とする。

5 この法規による改正後の防衛庁設置法第二条第一項に規定する職員の設定及び防衛施設庁の定員は、同法同条各号の規定にかかわらず、防衛施設庁の設置の日から昭和三十八年三月三十一日までの間はそれぞれ一十七万三千七百七十八人及び二千五百八十七人とし、昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間はそれぞれ一十七万三千七百七十八人及び三千五百二十七人とし、昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間はそれぞれ一十七万三千六百四十八人及び三千四百五十七人とする。

6. 防衛施設庁の施設に係る
(職員等に関する経過規定)

防衛施設庁の施設に係る規定の施行の際現に調達庁の附属機関である機関で防衛施設庁の相当の附属機関となるものの委員である者は、防衛施設庁の相当の附属機関の委員となるものとし、防衛施設庁の設けに係る規定の施行の際現に調達庁又は建設本部の職員である者は、短段の辞令を發せられないう限り、防衛施設庁の職員となるものとする。

給与に関する経過規定

7 前項の規定により防衛施設庁の職員（一般職に属する職員を除く。以下次項において同じ。）となつた者（従前の調達庁の職員であつた者に限る。以下次項において同じ。）に係る防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用によりその者について適用される俸給表（一般職の職員の給

手に関する法律（昭和二十五年）
律第九十五号。以下一般職の職
員給与法（以下別表第一から第
第七までをいう。以下この項にお
いて同じ。）その者の属する職務
の等級及びその者の受ける俸給月
額は、防衛施設庁の設置に係る規
定の施行の際一般職の職員給与
法の適用によりその者について適
用されていた俸給表、その者が属
していた職務の等級及びその者が
受けていた号俸又は俸給月額に相
当する俸給表、職務の等級及び俸
給月額とする。この場合において、

一般職の職員給与法の適用により、その者が属していた職務の等級にその者が属していた期間及びその者が受けていた俸給又は俸給月額を、その者が受けていた期間は、新たにその者が属することとなつた職務の等級にその者が属する期首及び新たにその者が受けることとなつた俸給月額をその者が受ける期間に通算する。

(休職又は懲戒処分に関する経過規定)

8 第六項の規定により防衛施設官の職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられている

ものの休職処分又は同員の規定により防衛施設庁の職員となつた者に対する防衛施設庁の設置の日前に生じた事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。との場合において、当該事案について防衛施設庁設置の日以後懲戒処分を行ふこととなるときは、この法律による改正後の自衛隊法第三十一条第一項の規定により懲戒処分について権限を有する者が当該懲戒処分を行ふものとする。

9
防衛施設庁の設置の日前に従前
の調達庁の職員に對し行なわれた
不利益処分に関する國家公務員法
（昭和二十二年法律第二十号）の
規定による説明書の交付、審査
の請求及び審査又は防衛施設庁の設
置の日前に調達庁の職員に對し行
なわれた給与の決定に關する一般
職の職員給与法第二十一条の規定
による審査の請求及び審査につい
ては、なお従前の例による。

(処分等に要する経過規定)

10 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により調達庁長官又は調達局長がした認定その他の処分（休職処分及び懲戒処分を除く。以下この項において同じ。）又は通知その他の手続は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により防衛施設庁長官又は防衛施設局長がした処分又は手続とみなす。

11 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により

調達庁長官又は調達局長に対してしま
れている申請、不服の申立てとその
他の手続は、この法律による改正
後のそれぞれの法律の相当規定によ
り防衛施設庁長官又は防衛施設
局長に対してされた手続とみなす。

12 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十六條第七項中「誦達する機関を添く。」を削る。

刑表第三第一号(三)の中「調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)」を「防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)」に改め、同表同号(三)の中「調達局長」を「防衛施設局長」に改める。(国家公務員法の一部改正)

15 國家公務員法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「調達
庁の職員」を「防衛施設庁の総務部

第二條の表中国立国会図書館支部調達庁図書館の項を削り、
国立国

行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

に置かれる調停官 防衛施設庁の
労働部に勤務する職員並びに中央
調達不動産審議会、被害者給付会
審査会及び地方調達不動産審議会
の委員に改める。

14 (国家行政組織法の一部改正)
国家行政組織法(昭和二十三年
法律第二十号)の一部を次の
ように改正する。

別表第一総理府の項中「調達庁」を削り、「科学技術庁」を「科学技術庁」に改め、同表の備考中「調達庁」を「防衛施設庁」に改める。

15 (國立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に施する法律の一部改正)

行政各部門に置かれる支那圖書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

図書館 防衛庁
 設庁図書館 防衛施設庁
 に改める。
 国立国会図書館支部防衛施設

（特別調達資金設置令の一部改正）
一 防衛施設庁長官に改める。

特別調達資金設置令（昭和二十六年改令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項並びに第五條第一項及び第二項中「調達庁長官」を

使用等に要する特別措置法の一部改正)

17 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

本則中「調達局長」を「防衛施設局長」に改める。

第四條第一項中「調達庁長官」を「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

(土地等の使用等の認定等に関する経過規定)

18 防衛施設庁の設置に要する規定の施行の際現にこの法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に要する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により調達局長に於て行なわれた土地等の使用又は収用の認定又は裁決は、この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定により防衛施設局長に於て行なわれた土地等の使用又は収用の認定又は裁決とみなす。

(日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施等に伴う国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

の間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施等に伴う国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

19 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づく行政協定の実施等に伴う国家公務員法等の一部を改正する等の法律(昭和二十七年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「調達庁長官」を「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

「防衛施設庁長官」に改める。

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

(「防衛施設庁長官」に改める)

第三十七條第二項の表中「清水海員学校」を「清水海員学校」「清水市」に改める。

第三十八條第一項の表中「海運造船合理化審議会」を「運輸大臣の諮問に応じて海運及び造船に関する重要事項を調査審議すること」に改め、

「海運造船合理化審議会」を「運輸大臣の諮問に応じて海運及び造船に関する重要事項を調査審議すること」に改め、

「海運企業整備計画審議会」を「運輸大臣の諮問に応じて海運会社の企業整備の強化のための整備計画について調査審議すること」に改め、

「自動車審議会」を「運輸大臣の諮問に応じて自動車に関する施策」を削り、可条第三項を削る。

第五十五條の三第二項上「埼玉県入間郡武蔵町」を「東京都北多摩郡久留米町」に改める。

第六十八條中「気象庁研修所」を「気象大学校」に改める。

第七十三條を次のように改める。

(気象大学校)

第七十三條 気象大学校は、気象庁の職員に対して、気象業務に従事するため必要な教育及び訓練を行なう機関とする。

2 気象大学校は、柏市に置く。

3 気象大学校の内部組織は、運輸省令で定める。

第八十一條第一項の表中「北海道亀田郡亀田町」を「北海道亀田郡亀田町」に改める。

第八十三條の表中「一三、八五五人」を「一四、七七二人」に、「一、〇七八人」を「一、一五五人」に、「二、三三三人」を「二、五九六人」に、「五、九三三人」を「六、八二一人」に、「三二、一五四人」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第三十七條第二項の改正規定は、昭和三十八年一月一日から施行する。
- 2 昭和三十八年三月三十一日までの間は、改正後の第八十三條の表中「一四、七七二人」とあるのは「一四、七七七人」と、「三二、一五四人」とあるのは「三二、一五九人」とする。

参議院委員会會議録

昭和三十一年二月十三日

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局